



Safety News

セイフティニュース

2024. 6.20

VOL:98



建設発生土の搬出先確認が義務化

ストックヤード運営事業者登録制度開始

余った建材投棄事件

店社パトロール

コンクリート殻の正しい処理法

〇 "格言でこじつける安全衛生活動"

"全ては現場の安全の為!" 新任安全管理者の決意

シリーズ // 職種別の管理ポイント //

特別企画 現場の失敗と対策

土木学会 受領

連載 [若手現場監督をアップデートする]

社員コラム ENDO-FUN

みんなを守る建設現場のコンプライアンス

雑談「成分は点滴とほぼ同じ!？」

第35回「ゴルフを学ぶ」



発行：遠藤興業株式会社安全衛生委員会

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様にも、
登録制度のご紹介をお願いします。

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。



＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※1の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※2
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者へ通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、碎石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の確認を受けてください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。



＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

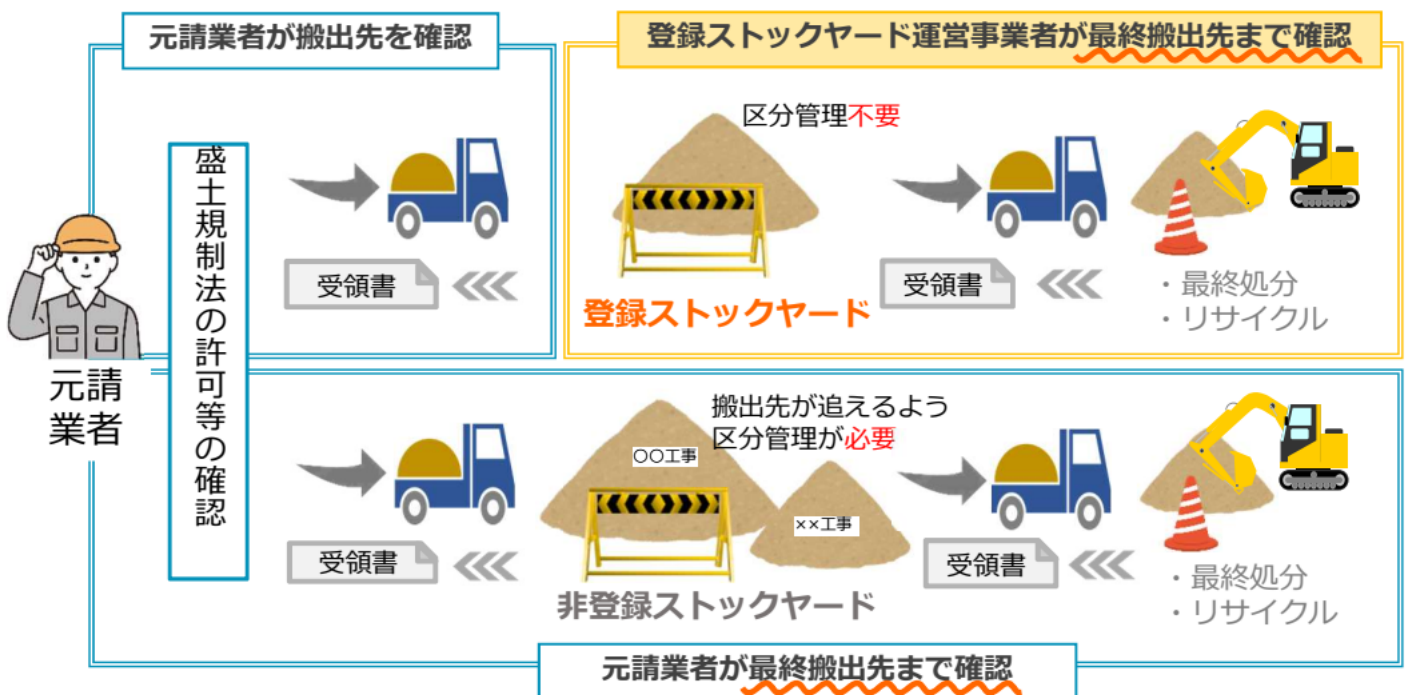
令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは？>

- スtockヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) スtockヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは？>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP*で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP*をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬出管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- スtockヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は？>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP*よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。



※関連HP・問合せ先：「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

工事で余った石材を港内に不法投棄したとして東京と高知の建設会社とそれぞれの社員2人を書類送検【高知】

高知県の須崎港の防波堤の補強工事で余った石材を海中に不法投棄したとして、東京と高知の建設会社とそれぞれの社員2人が海洋汚染防止法違反の疑いで書類送検される事件が発生しました。

高知海上保安部によりますと、2つの建設会社と社員2人は、去年2月16日、国土交通省四国地方整備局が発注した須崎港の防波堤の補強工事が終了した際に、船内で余った石材(158.8立方メートル)を須崎港の海中に不法投棄した疑いが持たれています。



海洋汚染は世界で問題になっている事象の1つです。

これは海洋ごみや油の排出などによって起こっていますが、日本では数十年前から油の排出による海洋汚染を防ぐための法律を定め、防止に取り組んでいます。

海洋汚染防止法は正式名称を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と言います。1970年に制定され、2017年に最新の改正が行われています。

この法律の目的は船舶などから油や有害液体物質、廃棄物などを海洋に排出することや海底の下に廃棄することを規制することです。

これらを規制することで海洋汚染や海洋災害を防止し、海洋環境を保全することが目的となっています。

まずこの法律では油や有害液体物質、廃棄物を海洋に排出することや海底の下に廃棄することを規制することにより、海洋の汚染や海洋災害を防止すること、そして海洋環境を保全することを目的としています。

また海洋汚染の防止義務として、船舶や海洋施設、航空機から、油や有害液体物質、廃棄物の排出、海底への破棄などを行わないことで海洋汚染の防止に努めなければいけないと定められています。

船舶からの油の排出の規制

この規制では「何人も海域において有害液体物質を排出してはいけない」と定めています。

ただし以下の条件下において有害液体物質の排出などやむを得ない場合には、その限りではありません。

船舶の安全の確保、あるいは人命を救助するため

船舶の損傷などやむを得ない原因による油の排出が行われた場合、それ以上の油の排出を防止するため、可能な一切の措置をとったとき

またある条件下において排出海域や方法に関して政令で定める基準に適合するものや、海上保安庁長官の承認を受けているものについては適用されません。

有害液体物質による海洋汚染防止のための設備

船舶所有者は有害液体物質を輸送する船舶に、有害液体物質を船舶内に貯蔵または処理するための設備、または有害液体物質排出防止設備を設置しなければなりません。

有害液体汚染防止のための管理者を選任

船舶所有者は船舶ごとに船舶職員の中から船長を補佐し、船舶から有害液体物質の不適正な排出を防止する業務を行う有害液体汚染防止管理者を選任しなければなりません。

「有害液体汚染防止緊急措置手引書」を作成し、これを船舶内に備え置き、または掲示しておかなければいけません。

Q：不法投棄って何？

A：不法投棄とは、廃棄物をみだりに捨てることです。「何人も」とありますので事業者や処分業者に限りません。道路上や空き地などに投棄するほか、収集日以外に集積所にゴミを出す行為も含まれます。また、継続的な投棄でなくても、1回だけの投棄も該当します。不法投棄を犯して刑事事件になった場合、廃棄物処理法違反として「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金若しくは併科」の対象になり、更に法人の場合、1億円以下の罰金の対象となります。

ポイ捨てはゴミの不適切な処理方法の一つで、対象物が小さい場合の俗称です。

「ポイ捨て」と軽い言葉で表現されますが、「ゴミの不法投棄」であり犯罪（廃棄物処理法違反）となり得る行為です。工事に使用した余った石材は廃棄物なのか？

自然由来の物が廃棄物になる条件とは？

自然石の一部は、庭石として使用される場合がありますが、その他の自然石は建築現場や石材工場などで余韻となることがあります。このような場合、自然石は産業廃棄物として扱われることがあります。

切り出したままの石のカケラでさえ、解釈によっては産廃の「鉱さい」です。

廃棄物処理法上、「自然石は廃棄物には当たらない。」の解釈は「時と場合」によっては常に難しい解釈になります。

※土砂、石などの自然由来のもので、廃棄物が混在していないものは廃棄物に該当しないと解釈している自治体も多いですが・・・

自然石が廃棄物になる条件は、採石場から運び出され、石材加工で発生した石のカケラや表面を研磨したときに発生する泥状物は、それぞれ「鉱さい」や「汚泥」に分類されます。

ガンズリは採石という事業活動により発生した不要物ですので、「鉱さい」に該当する可能性があります。（ただし、同様な不要物であっても、鉱山から発生する「捨て石」は廃棄物扱いされているようですが、特別法である鉱山保安法で規制されており廃棄物処理法は適用されません。）

仮設道路を敷くために使用した後に撤去する際には産業廃棄物に該当するのでしょうか？

がれき類は、法的には「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」です。従って、産業廃棄物として扱うべきものでしょう。

道路改良工事から発生する上層及び下層の路盤材（再生砕石、砕石（自然石））を除去したものは産業廃棄物か？

工作物の除去に伴って生じた不要物であるため、産業廃棄物の「がれき類」に該当します。



道路側溝の堆積物は産業廃棄物か？

道路工事環境省の通知では、次のものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないと説明されています。その性状により判断されます。

具体的には、道路側溝に堆積した泥状物は、産業廃棄物の汚泥となり、紙、木、草、落葉などは一般廃棄物となります。なお、一般家庭や町内会が清掃作業をして排出した場合は、泥状のものであっても一般廃棄物となります。

ただし、泥状とはとらえられない土砂については、廃棄物処理法の対象外です。

地盤改良後、掘削したもの

工事施工前に軟弱地盤の改良を目的として、セメント等固化材を添加し、地盤改良を行ってから掘削する場合は、**当該掘削物は土砂を処理したものであるから土砂です。なお、土砂を掘削後改良しても土砂です。**

ただし、薬剤の添加量によっては、砂状でなくなる場合があり、それが不要物となれば、がれき類となる場合があります。

港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの

漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行なった現場付近において排出したものの土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

では、工場内の側溝や道路の側溝の堆積物も通常の土砂として扱ってよいかと判断に迷うところです。

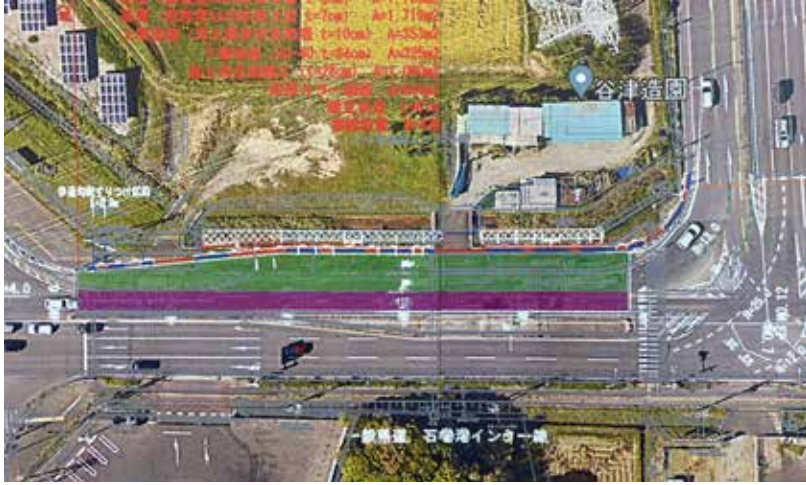
この通知にある港湾、河川等で発生するしゅんせつ土砂は、埋立て用の有用物として実際に使われているという実態があり、発生現場で適宜移動するもので、廃棄物の概念にはなじみにくい性格を有していることから、運用上、廃棄物処理法の規制対象とはしないという取り扱いをしてきたものです。

一般的には、この考え方は工場内の側溝や道路の側溝にまで適用されるものではなく、道路側溝の堆積物を道路管理者が処理する場合と、町内会が清掃作業で処理する場合とで扱いが異なります。

道路管理者が行なう道路清掃によって排出された廃棄物は、道路管理者が行なう「道路の維持管理業務に伴って排出される事業系廃棄物」というとらえ方をしますので、堆積した泥状物は産業廃棄物の『汚泥』、木・草・落葉などは『事業系一般廃棄物』として扱い、排出事業者はいずれも「道路管理者」となります。

店社安全パトロール実施

建設現場での安全対策を本気で考えて行動する



「赤井南三交差点改良工事」

道路工事において安全対策の必要性とは

道路工事は、ほとんどの場合で車や人通りがある中で作業しています。

建築工事やほかの工事と異なり、作業員の安全確保だけではなく、車や歩行人の安全対策も必要であり、細心の注意が必要不可欠です。

道路工事を行う場所は一般道路ばかりではありません、当該工事は自動車専用道路 I C に接する条件。場所に合わせた安全対策を考えての実行が必要です。



一般道で作業員と乗用車の接触事故

一般道で道路工事を行う場合、作業員の安全確保が必要です。

作業箇所と通行箇所の距離を離す、交通整理員を置く、工事箇所を遠くからでもわかりやすくするなど工夫します。

実際に起きた接触事故の一例

- 道路工事にとまなう交通整理していた警備員が進行してきた乗用車に接触する
- 重機が急旋回し、近くにいた作業員がビックリして水路へ転落。

早期に転落防止柵の設置 ※写真参考

道路の種類や季節で安全対策は異なる

夏場は作業員への暑さ対策が必要ですが、冬場は凍結などによるスリップ事故などの対策が必要です。

車線変更ができる車間距離が短い（交差点より車線規制あり）と、反動操作を誤り大事故につながるおそれもあります。

道路の種類や季節ごとの起こり得る事故を想定し、それぞれに必要な安全対策が求められます。

道路工事と一般工事の安全対策の違い

道路工事は一般工事と比べて乗用車や歩行人に配慮をした安全対策が必要です。

安全対策を行う際に気をつけるポイント

道路工事には必ず安全対策が必要です。

- 過去の事故発生形態をチェックして対策を練る
- 交通誘導員を配置する
- 作業員に対して安全教育の徹底
- 誘導方法や合図の確認と徹底
- 悪天候時の視界不良への注意

	道路工事	ほかの工事
歩行人への安全対策	誘導員の配置	誘導員の配置
一般車両への安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車両の規制 ・交通整理 ・遠くからでも道路工事がわかるように掲示板などを立てる 	作業車が入り出りの際に誘導
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業車を防護用に配置 ・安全管理の周知徹底 ・健康の確保 ・各種保護具の着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の確保 ・安全管理の周知徹底 ・各種保護具の着用

コメリ改築現場 使用する「鋼管杭」とは？

鋼管杭は、その高い強度でさまざまな土木建築工事において用いられる資材のひとつです。

大型化している近年の建設物での用途はもちろん、軟弱な地盤の補強に使われることも多く、耐震性を求める構造物には欠かせないものとなっています。

鋼管杭とは？

鋼管杭とは、その言葉どおり鋼管を杭として使用する建築資材のことです。

見た目は上の写真のように、鋼板からできている円形の筒状の管です。

強固で安全な基礎構造にするために、耐震性能を求められる現代の建築物に幅広く使用されています。

鋼管杭は軟弱な土地でも使用することができ、ゆるい地盤でも建物が倒壊しないように基礎を支える役割を担っています。

もちろん弊社宮脇鋼管でも鋼管杭を扱っています。

材質は「STK490材」をメインに用いており、外径や厚み、長さ別に管理してさまざまなタイプの在庫を用意しています。また鋼管のストックをもつだけではなく、鋼管自体の切断加工（1次加工の「機械加工」や「溶断」）なども手掛けているほか、鋼管と羽、鋼管繋ぎの溶接（資格者による溶接）も行っています。

鋼管杭の特徴

地盤に貫入することで地盤の強度を高めて建物を支える役目をもつ鋼管杭ですが、具体的にどういった特徴があるのかをまとめてみました。

●鋼管杭の特徴1：大きな支持力と耐力

建築物を建てる時、杭を使った基礎工法にはいろんな種類の施工方法があります。

鋼管杭は素材自体の強度が大きく、大きな打撃力にも耐えられるので重量のある構造物を支える力に。鋼管工を地盤の深い支持層へとしっかりと根入れすることで大きな支持力となります。

また近年は耐震設計が求められる傾向にありますが、強度のある鋼管杭は曲げモーメントやせん断耐力にも強く耐震効果の向上につながるといわれています。

●鋼管杭の特徴2：工事期間の短縮

一般的に工事に最低3カ月要するコンクリート杭に比べて、鋼管杭の場合は1～2カ月と短期間で工事に取り掛かすることができます。工事期間が短くなることに加えて鋼管杭は小型での重機による施工が可能なので、機材や人件費などの面からも工事のコストをおさえることが可能です。

注意改善事項

鋼管杭溶接時（溶接時間30分）に発生する溶接光による第三者への被災防止として、遮光性の目隠しネットを設置して、溶接作業を行うべき。

杭残土搬出時の過積載防止対策として、ダンプトラックの積載重量の確認を、簡易重量計を使用して、積載高さを決定し、バックホウオペレーターとダンプトラック運転手に指導が望ましい。また、ダンプトラックの荷台に「積載高さ標示ステッカー」を貼付け、過積載防止に努めること。今回の杭残土は泥土状でやわらかく、運搬時の荷こぼれを防止するため脱水風乾を行い、土の含水比を下げてから搬出を。

過積載防止に対する作業員の意識向上と交通事故防止に繋げ、安全意識の維持に務めていただきたい。



コンクリートがらの正しい処分方法は2つ

コンクリートがらは産業廃棄物に分類され、処分方法は特定の基準に基づいています。リサイクル可能なため、正しく処分すれば地球温暖化や環境汚染の防止にも繋がります。

本記事では、コンクリートがらの概要や正しい処分方法を紹介します。混同しやすい品目との違いも解説しているので、事業場での適切な処分を考える方や個人での対応を検討している方は、ぜひ参考にしてみてください。

コンクリートがらとは、建設や解体の現場で生じるコンクリートの破片や塊を指す言葉です。コンクリートがらは産業廃棄物に分類され、「工作物の新築、改築、除去時に生じるコンクリートの不要物」と定義されています。

適切に処分しなければ地球環境を汚染するリスクがあり、特に不法投棄は地球温暖化を加速させるため絶対にしてはいけません。

なお、コンクリートがらはリサイクル可能です。適切な仕分け・搬出を行い、コンクリートがらを正しく処理しましょう。



コンクリートくずとの違い

コンクリートがらと混同されやすい品目にコンクリートくずがあります。廃棄物処理法において、製造過程で発生したコンクリートブロックのくずやガラス、陶磁器などをコンクリートくずと定義されています。

この2つの違いを知ることは、リサイクルや適切な処分の際に必要な不可欠です。一般的に、解体時に出る廃棄物を「がら」と称し、製品製造の過程で出るものを「くず」と称します。

発生源や状況によって名称や分類が変わるため、正確な理解と適切な処理が求められます。

がら混じり残土との違い

がら混じり残土は、コンクリートがらと混同されることがよくありますが、実際には異なる産業廃棄物です。

がら混じり残土とは、建設現場などで生じる土、すなわち「残土」に、金属くずや紙くずといった副産物が混ざったものを指します。

正確な処理のためには、残土とがれき類をきちんと分別することが必要です。しかし、分別が難しい場合、特定の処理方法として「がら混じり残土」として取り扱われるのです。正確な区別と適切な処理手順の理解は、環境保護にも繋がります。

コンクリートがらの正しい処分方法は2つ

産業廃棄物に分類されているコンクリートがらですが、ほとんどがリサイクル可能です。次の2つの方法が挙げられます。

- 再生砕石としてリサイクルする
- 再生骨材としてリサイクルする

それぞれの内容について詳しくみていきましょう。



1. 再生砕石としてリサイクルする

コンクリートがらの多くは、中間処理業者により「再生砕石」としてリサイクルされています。再生砕石は強度が比較的弱い特性を持っているため、主に路盤材の使用が一般的です。

具体的には、道路や駐車場の敷地に敷かれる材料として活用されています。

このような再利用によって、資源の無駄を減らし持続可能な循環型社会の実現に一役買っています。

2. 再生骨材としてリサイクルする

「再生骨材」は、コンクリートやアスファルト混合物の製造において使用される砂や砂利を指します。

コンクリートがらは、再生骨材として有効にリサイクルされることも多いです。

アスファルトやコンクリート製造時に使用されるセメントは、固まる過程での発熱や収縮が起こります。骨材には、セメントの発熱や収縮を抑制する役割があり、コンクリート全体の60～80%の割合で混ぜられます。コンクリートがらを利用した再生骨材も、この性質を十分に持ち、セメントの温度上昇や収縮を効果的に防ぐ役割を果たすのです。

コンクリートのガラ処分によくある3つの質問

ここでは、コンクリートのガラ処分によくある質問にお答えします。

質問1. コンクリートがらを不法投棄するとどうなる？

質問2. コンクリートのガラ処分を依頼する業者の選び方は？

質問3. コンクリートのガラ処分は個人でも可能？

それぞれ詳しくみていきましょう。

質問1. コンクリートがらを不法投棄するとどうなる？

コンクリートがらは産業廃棄物として分類され、適切な処分が求められています。

しかし、多量のコンクリートがらは処分費用が高くなることから、不法投棄を選ぶ業者も少なくありません。

不法投棄は犯罪とみなされており、違法行為に対して厳しい罰則が設けられています。

違反者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科され、最悪の場合、5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金の両方を受けます。

コンクリートがらを一般廃棄物として持ち込むのも違法です。

国や都道府県から許可を受けている業者に処分を依頼することが推奨されています。

不法投棄のリスクを冒さず、法律を遵守してコンクリートがらを適切に処理しましょう。

質問2. コンクリートのガラ処分を依頼する業者の選び方は？

近年、不法投棄事件が増加しており、コンクリートがらを排出する事業者が間接的に犯罪に加担するケースがあります。

そのため、正しい処理を行う業者を選ぶことが重要です。

正しい業者選びをする際には、以下のポイントを参考にすると良いでしょう。

- 国や都道府県から産業廃棄物の取扱許可を受けている。
- 過去に行政処分の履歴がない。
- 処分費用が適切かつ明確である。

質問3. コンクリートのガラ処分は個人でも可能？

事業規模の大きい業者の場合、コンクリートがらの処分は比較的容易である一方で、個人事業主だと処理方法について悩むかもしれません。

個人事業主として正式に届出がされていれば、個人名でコンクリートがらを持ち込んで処分することは認められています。

つまり、個人でも適正な手続きを踏めば、コンクリートがらの処分は可能です。

※コンクリートがらは産業廃棄物に分類され、処分には法律を順守する必要があります。

なお、コンクリートくずや、がら混じり残土とは処理方法が異なるため、違いを正確に把握しておくことも重要です。

もう一步踏み込んで・・構造物解体時のコンクリートガラを所有地敷地内に埋めると？

問題：構造物解体時のコンクリートガラを敷地内に埋め戻すと廃棄物処理法に抵触すると思うのですが、具体的にはどの部分に抵触するのでしょうか？

また、適正にコンクリートガラを処分した後に、例えば仮置きしていた地盤上に少々細かいガラが残っており、それを含んだ土砂を同じ敷地内の別の場所に埋め戻した場合、どのような扱いとなるのでしょうか？

人頭大のガラが埋まっていない限り、廃棄物処理法には抵触しないのでしょうか・・・

※ガラの最大粒径 30cm 以下かつ混入率（重量比）30%以下のものについては、土質工学的に礫混じり土と同等に扱える。

ただし廃棄物処理法では上記の場合であっても廃棄物と判断される場合があるので自治体に相談する事が望ましい。という「建設副産物適正処理推進要綱」講習会での回答があります。

回答：根拠通知（平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号の「行政処分の指針について（通知）」）

廃棄物とは、占有者（排出事業者）が自ら利用して不要になった物、又は他人に売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として概念できるものではない。

有名な総合判断説です。

この説明文に

④占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされるような場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせる（具体的な利用目的を明確化して、この目的のため加工等を行うこと。）等をして、社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思を判断すること。

ここで、「**占有者が自ら利用するだけでは、廃棄物でないとはいえない。**」と述べています。

構造物解体時のコンクリガラを敷地内に埋め戻すことは廃棄物処理法違反となるとの判断です。

市場で出せる商品 RC - 40 等にまで加工しないと同様な判断がなされます。

事例として、

⑤使用済みタイヤが廃棄物であると判断する材料として概ね 180 日に亘りその放置がされた場合は廃棄物とみなす。

とあります。

国土交通省 総合的建設残土対策では**技術的にはガラの最大粒径 30cm 以下で・・・礫まじり土（土砂）と同様に扱える。**

この考えは**廃棄物処理法では通用しない**ことが多いのです。



がれきの形態のまま埋めてしまうと廃棄物処理法違反に当たります。たとえ、自分の敷地内であっても、コンクリートガラを地面に埋めることはできません。

ただし、再生砕石して加工した上であれば、路盤材などに転用することは可能です。

コンクリート塊（がれき類）は産業廃棄物であるが、元請工事事業者が発生する現場内で骨材として再生し、現場内で利用する分については問題無い。但し、他に持ちだす行為は違法である。下請けとして骨材再生の業務をするのは違法であり、元請け会社の出向社員として骨材再生業務を行うに至っては問題ない。

但し、移動式処理施設で且つ処理能力が 5t/日以下については処理施設としてみなさず、許可が不用で作業を行っても問題はない。

最悪の場合、個人事業主で 1000 万円以下の罰金、法人であれば 1 億円以下の罰金が科せられるので注意しましょう。

○ ” 格言でこじつける安全衛生活動

エンペドクレス・荀子の格言をこじつける

格言を使って、安全関係の小話にしていくシリーズです。朝礼やミーティングなどで、使えたらいいなと思います。

エンペドクレス（古代ギリシャの哲学者）の格言 **【必要なことは二度でも言うがよい】**

【解釈】

記憶に残すためには、繰り返し刷り込まないといけません。

大切なことを頭にいれるためには、一度や二度言ったくらいではダメです。

安全の大切さ、事故防止についても何度も何度も繰り返し言って、習慣になるくらいにする必要があります。

エンペドクレスは古代ギリシアの自然哲学者です。この時代の哲学者としてはソクラテス、プラトン、アルキメデスなどが有名です。エンペドクレスは、物質は火、水、土、空気からなり、この4つの元素が集まったり、離れたたりした構成されているという四元素説というのを提唱しました。

さて、エンペドクレスのこの格言は、とても大切なことを言っています。

人間の記憶は、よほどのことがないと、一度見聞きしただけでは、残りません。かなりのものが忘れ去られます。

もし一度見聞きしただけで記憶できるならば、試験勉強なんて不要です。

試験勉強は、いかに記憶を定着させ、引き出せるかがキモになります。

記憶の定着のためには、繰り返しインプットするしかありません。一説には、勉強し学んだことは翌日には30%くらいまで低下するとか。そのため一度勉強したことは、翌日にもう一度復習することで記憶率が高まるそうです。

事故を防ぐために指導をすと思いますが、何度か言っただけでは、作業者には伝わりません。ましてや行動にも反映されません。

指導の直後は、改善されてもしばらくすると元の木阿弥です。

一貫した指導やメッセージを、しつこく続けること。安全指導の王道は、続けることにあるのです。

荀子の格言 **【道近しといえども、行かざれば至らず。】**

【解釈】

簡単だ、すぐにできると思っているだけでは、何にもなりません。

安全対策なんて、やろうと思えばすぐにでもできるから、その内やろうと、後回しにしていると、いつまでも変わりません。

そして、そんな時に事故が起こったりします。

すぐに取り入れ、出来そうなことも、思うだけでは、何にもならないのです。

人の価値観には様々な切り口がありますが、その1つに「性善説」か「性悪説」という見方があります。

「性善説」は何となくイメージが付きやすいですが、誤解されやすいのは「性悪説」です。

「性悪説」は「人間の本性は悪である」というものではありません。この場合の「悪」とは、「弱い心」「易きに流れる心」といったものでしょうか。人は放っておくと、欲望のままに動いてしまうから、教育と礼儀が大切さを説いています。

「性悪説」については、以前のエントリーが書いていますので、こちらをご覧ください。

安全管理は「性悪説」で。そんな「性悪説」の荀子の言葉です。

簡単ですぐにできそうなことであっても、思っているだけでは、変わりません。実際やって初めて、変化が生まれます。

机の上を片付けるのなんて、すぐできると思い、放置しているというのはいないでしょうか。

また、ゴミを集積所まで捨てに行くのを面倒くさがっていると、部屋の中がごみ袋でいっぱいになってしまいます。

これらはほんのちょっとした作業です。でもやらないと変わりません。作業場で安全帯を使用する、作業前に危険箇所を確認する、作業前に役割を決め、手順を確認するなどは、大きな機械を購入したり、抜本的な構造改革を必要としません。

割りとすぐに導入したり、出来ることです。そして事故防止に効果も期待できます。その程度なら、すぐに導入できそうと思える安全対策も多数あるでしょう。

しかし思っている間に事故が起こることもあります。事故が起こってから、「あの時こうしておけば」と後悔しても遅いのです。

あれこれ考えるよりも、実行してしまうのが早いこともあるのです。

“全ては現場の安全の為！” 新任安全管理者：熊谷陽一の決意

いい仕事と健康・・・・・・・・

「健康管理も仕事のうち」たしかに体調不良は、心身の状態だけでなく仕事のパフォーマンスにも大きく影響します。パフォーマンスを発揮するためには、普段から生活リズムを見直し、しっかりと管理することが大切です。

体調不良の状態ですと、集中力や判断力が落ちて生産性に影響します。また感染性のある病気にかかって体調を崩した場合、本人だけでなく周囲にもうつして会社の生産性を下げかねません。

防げる体調不良は未然に防いで、仕事に集中できる態勢を整えましょう。

「仕事はチームワークです」

パフォーマンスが落ちると、仕事が溜まってしまいます。

こうした仕事への影響が二日酔いや寝不足などの自己管理不足によって起こると、同僚や上司、取引先の信頼を失いかねません。健康管理も仕事のうちと言われるように、円滑な仕事関係を構築するべく、まずは自身の体調を万全に整えることが大切です。

ただ、休むのは申し訳ないからと体調が悪いのに無理に出勤すると、従来成果を上げられず生産性が低下します。体調が悪化して休まざるを得ない状態になったり、感染性のある不調なら周囲にうつしてしまったりするでしょう。

そうならない為にも、困ったときに助けあえる風通しのよい職場環境を築くことで普段から仕事の進み具合を共有し、コミュニケーションを密にとって休むことを受け入れられる態勢を整え、フォローし合える環境整備が重要です。

健康管理のポイント



・十分な睡眠

十分な睡眠が心身の健康の第一歩です。成人の標準的な睡眠時間は6～8時間、日頃から自らの最適な睡眠時間を把握しておきましょう。

・栄養バランスを重視した食事

健康な体づくりのためには、栄養バランスを意識した食事が重要です。脂肪や塩分過多、大量の飲酒は内臓に負担をかけるだけでなく、生活習慣病のリスクを増大させます。

食事は毎日くり返されることなので、体に必要な栄養素を理解し、バランスの良い食事をとりましょう。

・適度な運動

適度な運動は健康を保つばかりでなく、気分転換やストレス発散といった心の健康も回復させます。

運動は筋力を保ち、健康な体をサポートするために重要です。

運動を怠ると体重の増加や高血圧、糖尿病などの生活習慣病のリスクが増大します。

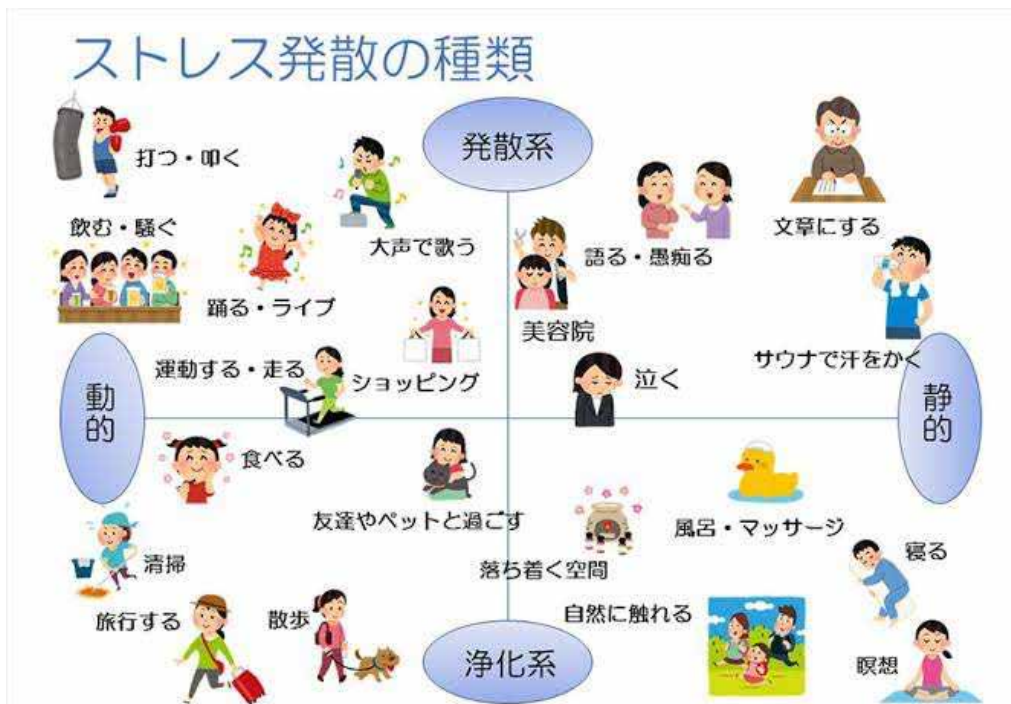
体を動かす工夫をし、運動時間を取り入れて将来的に健康寿命を延ばすことにつなげましょう。

・こまめなストレス発散

発散することがメンタルヘルス不調を未然に防ぐために重要です。

たまったストレスを発散する際には、趣味などで体を動かし運動不足を解消するなどし自分にあったストレスの発散方法を見つけてみてください。

合わせて家族や親友との時間もストレス解消になります。日々の時間では仕事が日常で1日の少なくとも8時間は仕事で家族とは中々時間が取れないと思います。休日には家族や親友など共時間をとってストレスの発散に繋げてください。



健康管理でより良い仕事

よりよい体調管理が出来れば、パフォーマンスに繋がり業務がスムーズに進行します。

日々継続的に自分のパフォーマンスを発揮し仕事をする上で、普段の生活リズムや生活習慣を見直し管理しましょう。今からでも遅くないですよ。



<仕事の健康管理のためのポイント>



・まず禁煙

タバコは自分だけでなく、周囲の人にとっても万病のもととなります。喫煙者はぜひ禁煙にチャレンジしましょう。条件を満たせば健康保険で禁煙治療も受けられます。

・少しでも体を動かそう

わずかな時間でも運動することで気分もリフレッシュ！仕事のできる人ほど時間を見つけて体を動かしています。



・しっかり睡眠を取る

睡眠不足では集中力も途切れがち、仕事の能率が上がりません。免疫力の低下で体調も崩しやすくなります。



・バランスの良い食生活で肥満を予防・解消

飲み過ぎ・食べ過ぎに注意。野菜を増やして栄養バランスの良い食事を心掛け、肥満の人は減量しましょう。



・小まめにストレスを発散しよう

仕事で疲れたり、ストレスがたまったら、趣味に熱中したり、身近な人に愚痴を聞いてもらうことなどで発散するようにしましょう。



・年に1度は健診を受けよう

健康診断を毎年きちんと受けて健康状態の経年変化を把握し、特定保健指導や治療の対象となった場合は早めに医療機関を受診しましょう。

シリーズ // 工種別の管理ポイント //

現場でかぶり厚さ不足が発生したら悲惨な現状になる理由とは？



以前の記事で、位置、寸法などが規定値に納まっていない場合は、最小限の影響で済むように提案することを建築工事監理指針として推奨しているという内容を書きました。

しかし、その記事で1つだけ条件を付けることを忘れていました。

それは、「鉄筋のかぶり厚さが確保されている場合」です。

なぜなら、**鉄筋のかぶり厚さというのは、鉄筋工事の時にもお伝えしま**

したが、躯体工事の品質管理において、唯一と言える「建築基準法違反」です。

他の管理値を満たしていなくても「法律を犯す」という事態にはならないのが現実だからです。

だから、鉄筋のかぶり厚さは確保した上で、コンクリート出来型の不具合を修繕しないといけません。

ちなみに、他の会社の人に聞いた話だと、鉄筋のかぶり厚さが足りていないマンションの柱のタイルが、竣工後数年で爆裂して、調査すると鉄筋の径が数分の1にまで錆びて細くなっていたそうです。

そのくらい、鉄筋のかぶり厚さが足りていないと数年後にとんでもない瑕疵を背負うことになるので注意しましょうね。

そこで、もしも現場でかぶり厚さが足りていない場合はどの様に対応するか？

ですけど、基本的には「増し打ち」による対応になります。

かぶり厚さを確保する為に、コンクリート内部の鉄器を動かす、という荒業は現代では不可能なので、所定の厚さまで増すという選択肢しか、最小限の被害で済ますには残されていません。

もしも、「増し打ち」がNGの場合は、「一旦壊して打ち直し」という最悪の結果が待っています。

正直、あなたにその様な「壊してやり直し」というような事態にはなって欲しくないので、コンクリートの打設前、打設中においては「鉄筋のかぶり厚さ」においては、十分に管理して下さいね。

最後に

「建築工事監理指針（令和元年版上巻）[国土交通省大臣官房官庁営繕部]」の該当部分を確認して下さい。P.483

(3) 鉄筋のかぶり厚さの不足は鉄筋コンクリート構造部材の耐久性能を低下させる大きな要因の一つであり、従来から、型枠脱型後の目視検査によりかぶり厚さの不足の兆候の有無の確認が行われ、その後、状況に合わせて非破壊検査等の再検査や補修等が行われている。

なお、かぶり厚さの確認、作業を第三者が行う場合は、受注者等に十分な実績、資格・技能等を有する第三者を選定することが重要である。

(ア) まず最初に目視によってコンクリート表面の外観検査を行い、豆板や錆汁の漏出の有無、コンクリート表面の鉄筋模様の有無、垂直部材の立上り鉄筋の位置等から、かぶり厚さ不足の兆候がないことを確認するとともに、かぶり部分のコンクリートが密実で、有害な打込み欠陥がないことを確認することが重要である。

かぶり厚さの不足が懸念される場合や不足の兆候が認められる場合には、電磁誘導法やレーダー法、X線法等の非破壊試験若しくはドリル穿孔等の微破壊試験によってかぶり厚さの検査を行う。近年、非破壊試験の精度が急速に向上しており、「JASS 5」では、2009年の改定で検査方法、検査時期・頻度及び判定基準を合むかぶり厚さの検査(11.10 構造体コンクリートのかぶり厚さの検査)が導入され電磁誘導法を用いた JASS 5 T-608(電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法)が規定されているので、非破壊検査を実施する場合には、判定規準の考え方を含めこれらを参考にするとよい。

なお、これらの確認・検査の時期についても、あらかじめ受注者等と協議して定めておくことが重要である。

表 6.9.4 に、構造体コンクリートの仕上り及びかぶり厚さの検査方法の一例を示す。

(イ) かぶり厚さの不足が確認された場合、受注者等に適切な補修方法を提案させ、了承後に補修を行わせることが重要である。補修の方法は大別して2種類ある。

一つは、新たに仮枠等を設けてコンクリートを増打ちする、あるいは母材であるコンクリートに用いられているものと同等以上の性能を有するセメントモルタルを使用して補修する方法で、この方法で補修を行った部材は、母材と補修材が一体化した鉄筋コンクリート造の部材と見なすことができる。

一方、ポリマーセメントモルタルやエポキシ樹脂モルタル等のコンクリート以外の材料を使用して補修する場合は、使用する材料の品質や強度及び防火上の性能と使用範囲で法令(平成13年国土交通省告示第1372号及び平成12年建設省告示第1399号他)上の条件が設けられており、補修部分の断面積は、部材断面の5%以下(ただし母材と同等以上の強度を有し、架構の一部のみである場合には部材断面積の30%以下)であることが想定されている。また、これらの材料を使用する場合には防火上支障のないものであることが求められており、防火上支障のないものの一例として、ポリマーセメント比が4%以下で、かつ、補修部分の厚さが20mm以下の場合がある。このほか、防火上支障のない補修材料・工法の具体的な選定方法については、国立研究開発法人建築研究所の「建築研究報告 No.147 鉄筋コンクリート造建築物のかぶり厚さ確保に関する研究」等を参考にするとよい。

また、エポキシ樹脂モルタルは、それ自体が可燃性材料なので、亀裂や軽微な欠損部に充填する場合等、使用品の少ない軽微な補修では使用できるが、かぶりコンクリートとして部材表面等に塗布するような使用方法はできないので、注意しなければならない。

表6.9.4 仕上り及びかぶり厚さの検査方法(一例)

検査の項目	判定基準	試験方法	実施時期
部位の位置・断面寸法	「標仕」表6.2.3に適合すること	監督職員の承諾を得た方法	せき板や支柱を取り外した後、測定が可能となった時
表面の仕上り状態	「標仕」表6.2.4に適合すること	目視による方法	
仕上りの平たんさ	「標仕」表6.2.5に適合すること	監督職員の承諾を得た方法(JASS 5 T-604、他)	
打込み欠陥部	有害な打込み欠陥部がないこと	目視による方法 必要に応じてはつり	
ひび割れ		監督職員の承諾を得た方法(メジャー、ノギス等)	
外観検査	かぶり厚さ不足の兆候が認められないこと	目視による方法	
かぶり厚さ	JASS 5 表 11.8 に適合すること	監督職員の承諾を得た方法(JASS 5 T-608、他)	外観検査等によって、かぶり厚さの不足が懸念される場合又は不足の兆候が認められる場合

つまり

現場でかぶり厚さ不足が発生したら悲惨な現状になる理由とは、鉄筋のかぶり厚さの不足は数少ない建築基準法違反に当たるので、修正を行うのですが、基本的には増してかぶり厚さを確保する方法は意匠上NGとなる場合が多いので、最悪は「一度壊して造り直す」という結論にならないとも限りません。

よって

可能な限り避けたいのですが大規模な「やり直し」が発生する危険性があるので、しっかりとコンクリートの打設前に確認しておく必要がありますね。

更に

「やり直し」については。こちらの記事を読んで費用対効果を考えた上で、実践して下さると嬉しいです。

現場の失敗と対策

このコンテンツは現場で働く皆さんの参考としていただきたく、実際の施工でよくある失敗事例と対策を記載したものです。土工事、コンクリート工事、基礎工事の3分野を対象として事例を順次掲載していきますので参考としてください。



ハンチ型枠からのペーストの漏れ

工事の概要とトラブルの内容

配水池として、35 m× 35 mの大きさの池が 10 箇所あるコンクリート構造物を施工した。図-1 に示すように、柱および壁の下部には幅 50cm × 高さ 50cm のハンチがある。

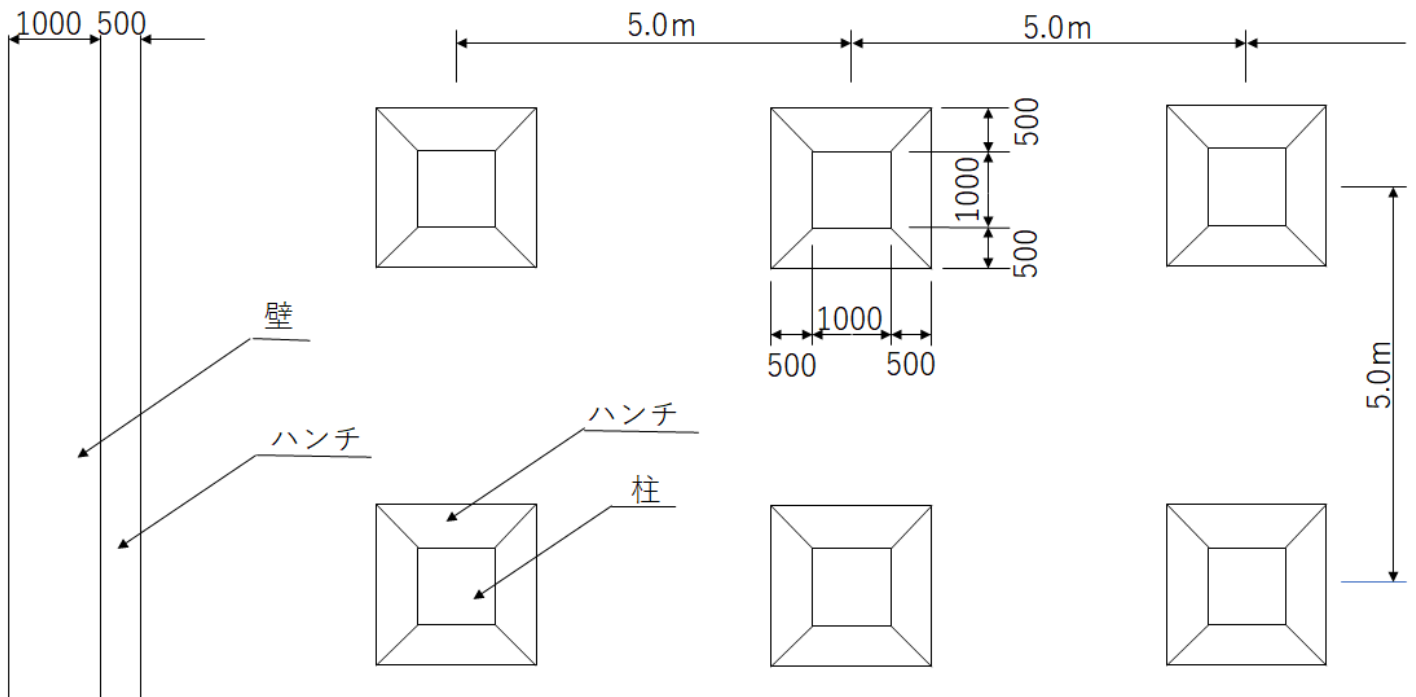


図-1 平面図

コンクリートの割付けを図-2 に示す。①底版、②柱・壁のハンチ、③柱・壁の順に行った。柱のハンチ部に使用する型枠を転用するため、平面的には全体を半分の数量に分け施工した。硬化した①底版のコンクリートの上に型枠を組み立て、②ハンチ部のコンクリートを打ち込んだところ、図-3 に示すようにハンチ型枠からペーストの漏れが生じ、ハンチ部に豆板が生じた

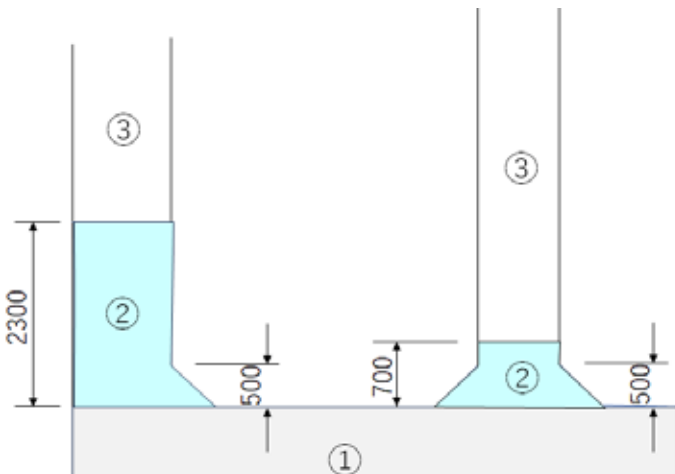


図-2 コンクリート割付け図

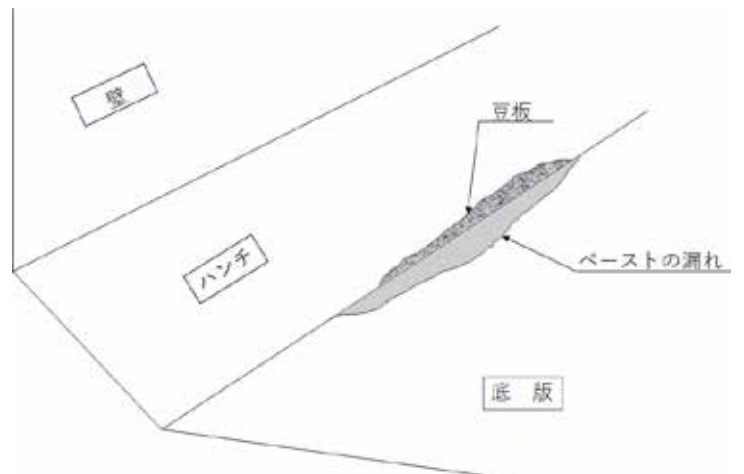


図-3 ペーストが漏れた状況

原因と対処方法

モルタルのペースト分が漏れた原因は、①ハンチ型枠の押えが甘く、打ち込んだコンクリートの圧力により、ハンチ型枠の裾が開いてしまったこと、②ハンチ型枠を固定するセパレータの溶接の向きが悪く（図-4）、コンクリートの打込みにより型枠が開いたこと、③底板コンクリートの均しが平滑でなく、ハンチ型枠との間にすき間ができてしまったこと、④コンクリートの打込み時に、ハンチ部にバイブレータが届かないため、必要以上にバイブレータをかけ過ぎたことでコンクリートが分離し、ペーストが漏れやすくなったこと、⑤コンクリートの硬化が始まった段階で、ハンチ部表面に気泡が残らないように木づちでハンチ型枠をたたいたことで、ペーストが漏れ、ハンチ部表面に豆板が発生したことなどが考えられた。

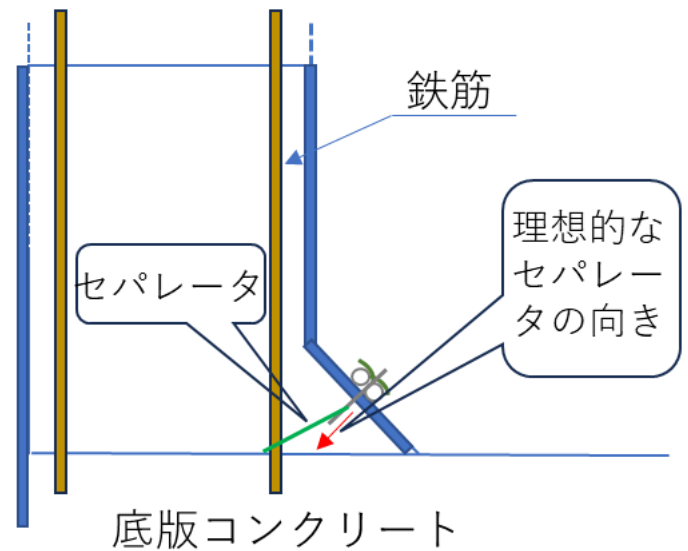


図-4 実際のセパレータの向きと理想的なセパレータの向き

これらは大きく型枠設置の問題（①～③）とコンクリート打込みの問題（④、⑤）に大別されるが、コンクリート打込みの問題は作業員への教育で対応できるので、型枠設置の問題について対策を検討した。

図-5 に示すように、①ハンチ部の型枠を抑えるセパレータを柱などの鉄筋に溶接するに当たり、向きや長さがバラバラになることは否めない。次に②コンクリートを打ち込むと、壁の中央からハンチ部に流れるが、この移動の向きはハンチ型枠の面全体に直角に作用するわけではなく、③ハンチ型枠の端部を持ち上げる方向に作用する。このことで生コンクリートのペースト分が漏れてしまったと考えた。

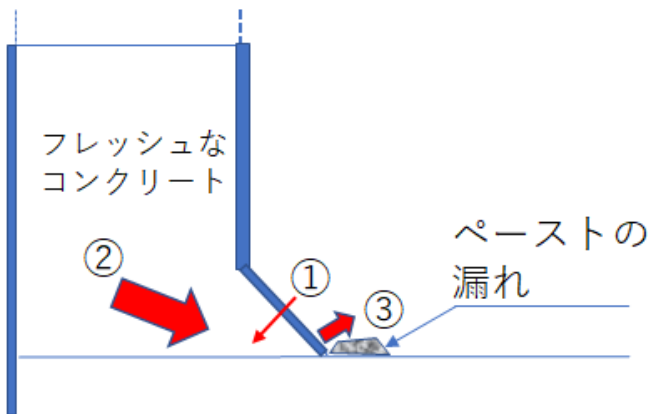


図-5 ペーストが漏れたメカニズム

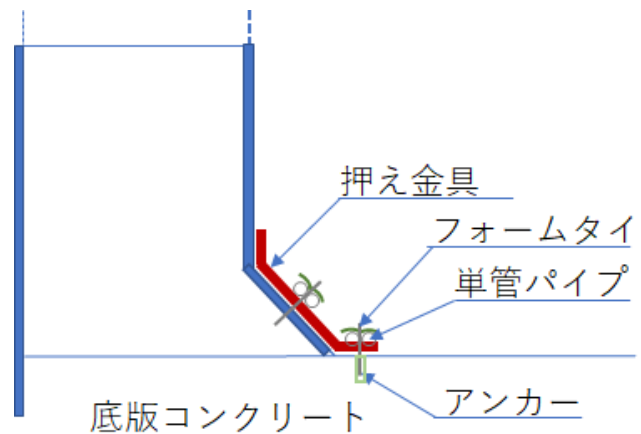


図-6 押え金具の使用状況

反省会で、型枠大工より「押え金具」を揃えてほしいと提案があり、調べたところ近くの地下貯水池の現場の「押え金具」が空いていることを知り、譲り受けた。以後、「押え金具」を使用することにより、ハンチ部のペーストの漏れはほとんど無くなった。図-6 に押え金具の使用例、図-7 に押え金具のイメージ図を示す。写真-1 は押え金具を使用している状況である。

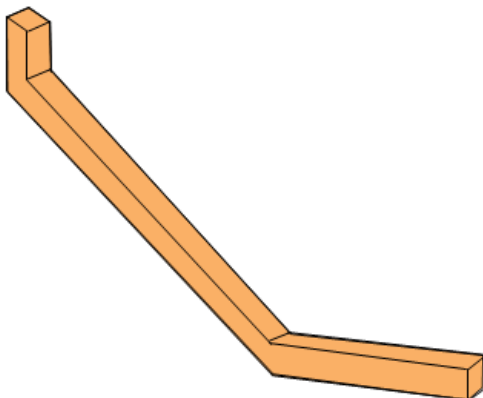


図-7 押え金具のイメージ



写真-1 押え金具使用状況（出所 岡谷建材カタログ）

同様の失敗をしないための事前検討・準備、施工時の留意事項等

押え金具は□60×60mmの鋼管を加工したモノである。地下貯水池やボックスカルバートなどハンチが多い工事では、工事が始まった段階で新たに製作しておく方が良い。建材屋のカatalogにも、ハンチ寸法250×250～1000×1000mmまで金物を組み合わせることで使用可能なリース材が掲載されているが、図-7に示すような一体のモノの方が良い。一方で底版コンクリートとハンチ型枠によって構成された空間には生コンの粗骨材が入らないことは明白であり、「均一なコンクリート」という観点からすると弱点である。そこで、図-8、写真-2に示すように底版コンクリートと壁のハンチ部を一体で打ち込むことも検討すると良い。壁②(図-8)の外部拘束力が弱まりひび割れ抑制効果が期待できる場合もある。

ただし、浮き型枠を使用するには以下のデメリットがあることを理解しておく必要がある

- ①浮き型枠を設置するため、底版コンクリートの打込みまでの工程が長くなる。
- ②ハンチ型枠の組立精度が悪くなる。
- ③底版部のコンクリートがある程度硬化するまでハンチ部のコンクリートを打ち込めないため、コンクリートの打込み時間が長くなる。このため、冬季のコンクリート打込みには向かない。
- ④ハンチ型枠端部からのコンクリート盛り上がりに対し、コンクリートがフレッシュうちでの修正が困難。

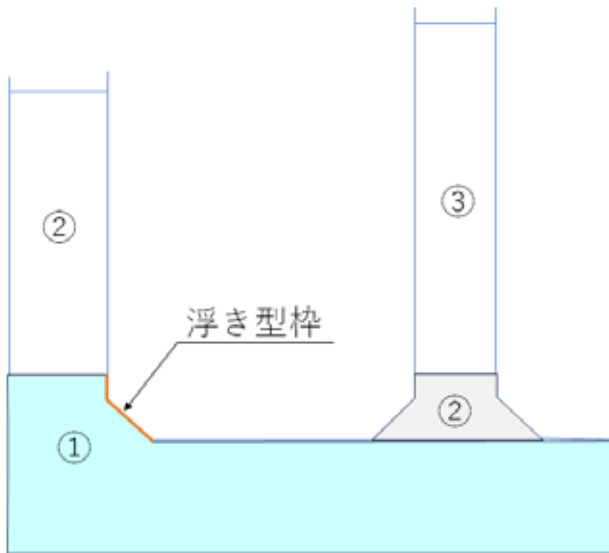


図-8 壁のハンチ部に浮き型枠を使用したコンクリート割付け図

写真-2 浮き型枠 (出所 岡谷建材カタログ)

岡谷建材について

設立から50年以上、建設・仮設における様々なニーズに応え続けて来ました。信頼できる建設業のパートナーとして、これからも建設工事の「安心」を支え続けます。

東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラル 6F TEL: 03-5637-9373 FAX: 03-5637-9377

建設資材のリース・販売

リース営業部

土木工事向けを中心にメタルフォーム等の建設用仮設資材のリース・販売を行っています。



メタルフォーム



ワイドパネルビーム



コラムクランプ

<https://www.okaya-kenzai.co.jp/service/construction/>

トップページ > 土木学会賞 > 技術賞受賞一覧

IIグループ

土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクト（新設プロジェクトのみならず更新やリノベーションプロジェクト等も含む）

● 被災区域の生活を守る雨水排水施設整備～石巻中央排水ポンプ場～

石巻市，日本下水道事業団，清水・大豊・遠藤興業特定建設工事共同企業体

◎ 貢献された技術者のお名前 [PDF]

▶ 説明動画 (YouTube) <https://www.youtube.com/watch?v=R3mZ5r6byOs>



賞の種類：技術賞IIグループ
候補件名：被災区域の生活を守る雨水排水施設整備

貢献された技術者のお名前	ご所属
西川 泰司	清水建設株式会社
吉澤 尚志	清水建設株式会社
福田 卓司	清水建設株式会社
石井 洋一	清水建設株式会社
横田 隼	清水建設株式会社
成田 一晃	清水建設株式会社
三浦 将規	清水建設株式会社
松本 修平	清水建設株式会社
益本 有人	清水建設株式会社
佐久間 祐気	清水建設株式会社
中川 真帆	清水建設株式会社
村上 俊輔	清水建設株式会社
中島 和俊	清水建設株式会社
石田 涼華	清水建設株式会社
中島 航	清水建設株式会社
鳥屋部 伴苗	清水建設株式会社
桑原 直希	清水建設株式会社
桂 慶成	清水建設株式会社
星 雅寿	清水建設株式会社
橋本 喜祐	大豊建設株式会社
森田 一弘	大豊建設株式会社
多田 俊一	大豊建設株式会社
田邊 敦士	大豊建設株式会社
宮守 貞夫	大豊建設株式会社
金井 将馬	大豊建設株式会社
曲谷 純一	大豊建設株式会社
藤田 優輝	大豊建設株式会社
長田 裕美	大豊建設株式会社
和泉 啓之	遠藤興業株式会社

土木学賞会とは

大正9年（1920年）に創設され、90年以上の歴史を持つ権威ある表彰制度です。また技術賞は、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の発展に顕著な貢献をなしたと認められた画期的な業績に授与するもので、昭和40年（1965年）に創設され、東海道新幹線の建設と黒部川第 発電所 黒部川第四発電所の建設が、最初の受賞プロジェクトでプロジェクトです。

施工担当者から

吉澤 尚志 所属：清水建設㈱



雨水排水設備事業の一環として施工した、毎秒約 30m³ を排水するポンプ場。工期内に収めるため BIM/CIM を活用し、ピーク時には 1 日約 350 人で 24 時間連続施工を実施しました。

工 期 2018 年 2 月～ 2023 年 3 月

構造・規模土木工事（流入渠きょ、雨水管路、沈砂池ポンプ棟工、吐出水槽工、直接放流管工、他）、
建築工事（ポンプ棟一式、重油タンク、建築機械設備）

本工事は、日本下水道事業団より『令和5年度優良施工業者』として選定されております。

【会社への愚痴がは、あなたの価値】



愚痴をいうのってすっきりしますよね。上司がわかっていないとか。会社はダメだとか。俺が上司ならこんなことにはなってねえとか。建設業界はもう終わってるとか。特定の何かに対して、影で文句をいうのがおそらく愚痴です。

ただ愚痴はこれだけじゃありません。例えば部下から何か提案があった時、「俺は素晴らしい考えだと思うけど、会社が全然わかってくれないから、その話は通らないんだ」などと、原因は自分じゃなく会社にあるのだ伝える言葉。これも僕は愚痴だと思っています。

その時は周りもうなずくことだってあるでしょう。単純に自分がすっきりしたいがために吐き出していることもあるでしょう。ただ一つ言えることは、そんな愚痴を言う人のことなんて誰も信用しないということです。

愚痴の頻度が上がれば上がるほど、信頼も加速的に下がっていきます。なぜかという、単純な話「結局まわりのせいにしてますよね」というのがわかってしまうからです。

仮にあなたが上司に対し「いなくなれば会社は良くなる」的な愚痴を言っていたとしましょう。ですがもし、その上司が体調を崩して長期不在になったとして、本当にその理想を実現させることができるのでしょうか。

「戻ってくるなら変えちゃまずいだろ」「そんな短時間ではできない」などと言い訳をし、何もせずにごまかしてしまうのが目に浮かびます。

基本的に愚痴を吐く人たちは、たればの話しかできません。あいつがいなくなれば。年配の連中さえいなくなれば。会社ももっと前向きだったら。ということはその状況が変わったら変わったで、また別のターゲットを探して愚痴を言います。

つまり、原因は常に自分以外のところにあり、ベクトルはいつまでたっても自分には向かないのです。だからいつでも外野。そんな人間のことを、本当の意味で信頼する人なんていないと思います。

「別に愚痴くらい言ったっていいじゃないか！」という意見が聞こえてきそうですね。そうです。言論や思想には自由があります。そこを止めることはしません。ですが、わかっておいてください。

「愚痴を吐けば吐くほど、あなたの価値が下がっていく」ということを。だって、自分以外に理由があるなら、人は成長できないは必然なのですから。しかも前向きな人を悪に変えてしまうかもしれない危険人物なのですから。

そもそも、自分だって影でそういわれている気がしてきませんか？なんか怖いですよ。そんな人間に対して、少なくとも心から信用できる人はいないのではないのでしょうか。

まずは冷静になって考えてみてください。

そもそも愚痴を言うことで、どのような良い効果を期待しているのでしょうか。自分が頑張れる、周りを鼓舞させる、業界が変わっていく。もしもそんなことが起こり得るのであればどんどん言えばいいと思います。

ですが、絶対にそんなことはありませんよね。マイナスはあってもプラスはありません。面と向かって言うことを愚痴とは言いませんし、相手がいないところで意見を言うということは、そもそも戦えないくらいの武器しか持ってなく、前進はありません。

愚痴とはつまり「私は何も解決するつもりはありません」と言っているのと同じこと。ただただマイナスをばら撒いている行動と言えます。それより、もっと建設的な考えを広めていく方が良いと思いませんか？小さくても行動をし、前に進む方が得策じゃないでしょうか。

そういう姿を見て、周りに良い影響を与えられる人になってほしいと思いますし、少なくとも悪影響のないようにしてほしいと思います。

会社への愚痴は、あなたの価値。もしも愚痴を言うのであれば、最低限自分なりの建設的な意見を持っていてほしいなと考えています。

【つもり教育では、部下は育たない】



若手がなかなか定着しないとか、全然育ってこないという悩みを持つ会社は多くあります。昔から中小企業の苦手と言われているのが「広告・採用・教育」。その中でも、基点になる教育の分野が最も弱いと言われ続けています。

業界全体で見たとき、30代後半から40代の「中核社員」の人数は多くありませんが、彼らは馬力もあり、能力値も高く、仕事はバリバリこなしています。ゆえに、会社の命運を一手に引き受けていると言っても過言ではないでしょう。

少ないからこそ仕事が集中し、いつも忙しい彼ら。ですが課せられる仕事はそれだけではありません。新人や後輩の教育も、会社からゆだねられています。もちろん頑張っただけで教えるようとしていますが、結果は今の建設業界が物語っていると感ずります。

とはいえ、教えることをさぼっているわけではありません。ある程度の労力はかけているでしょう。にもかかわらず育たない。やっぱり若者の能力が低いのでしょうか？いいえ。そんなことはありません。その理由ははっきりしています。

なぜなら彼らがやっているのは【教育ではない】からです。

例えば現場に新人が配属になったとします。その時にやっている先輩たちの業務の中から、その新人でもできるような内容のものをピックアップして分け与え、そのやり方を教えます。これはごくごく当たり前の状況です。

ただ残念ながら、それは教育ではありません。この事例は、本来先輩がやるべき仕事を「手伝った」に過ぎないのです。もちろんそれで学ぶこともあるでしょう。やらせてもらった仕事に関しては、できるようになるかもしれません。

ですが、そんな具体的な業務を手伝って得られるものは、ごく部分的なものしかありません。もし次の現場で同じようなことが起こったとしても、少しでも状況が変わってしまった場合、対応できないことがほとんど。つまりそれでは育たないからです。

手配する相手が変わり、数量が変わり、金額が変わり、工種も変わったとしても。きっと皆さんなら、「根本は変わらない」ということがわかるはず。だから特に気にせず業務を進められるはず。これが応用力です。

それができるのは、仕事の意味が分かっているからです。でも後輩は違います。

ちょっと違う条件になったときには、対応ができなくなるのです。

なぜなら、「具体的な部分しかわかっていない」からです。

わかっていただけだと思いますが、先輩の仕事が減らす目的によって、業務のやり方を教えることは教育ではありません。樹木で例えるなら、葉を一枚一枚教えている状態。あまりに数が多く、教える方も覚える方も大変です。

ではこれに対して教育とは何かというと、それら葉を支える枝です。

仕事の意味や目的が、これ当たります。ここを教えることが教育であり、そこから始まる多くの葉を「自分で考えられる力を身に付けてもらうこと」なのです。

「この欄には名前をかけ」が、葉。これに対し「氏名と書いてあるところは名前をかけ」が、枝。そして「よく読んで理解してみろ」が幹であり、教育です。時間がかかったとしても、次どこに行っても通用する考え方を教えることが教育なのです。

本気で教育をすると、上司の仕事は本来増えるはず。だって今ではなく、未来に花開く根源的な考え方を教える事だからです。今教えて、今助かるものじゃないからです。

つもり教育でも、今はいいでしょう。ただ、きっと3年たち5年たった時に「なんでこんなこともわからないんだ！」と嘆くのは必然になります。魚を取って渡していた結果、魚の取り方を知らない青年に育ってしまうのです。

単に手伝わせることは「つもり教育」。本当の教育とは、未来への投資。今実らないことかもしれませんが、未来大きな財産となってもらうために、根本を教える事なのです。

社員コラム「ENDO-FUN！」

このコラムは掲載者が**次回の記者を指名し**持ち回りで、企画を継続させていきます。

掲載内容な、趣味の事・現場の事・なんでも構いません。関連写真及び自己紹介写真の提出をお願いします。

提出先は、Mail：8333@endo-k.co.jp 次号掲載者には編集部より締切等ご連絡いたします。

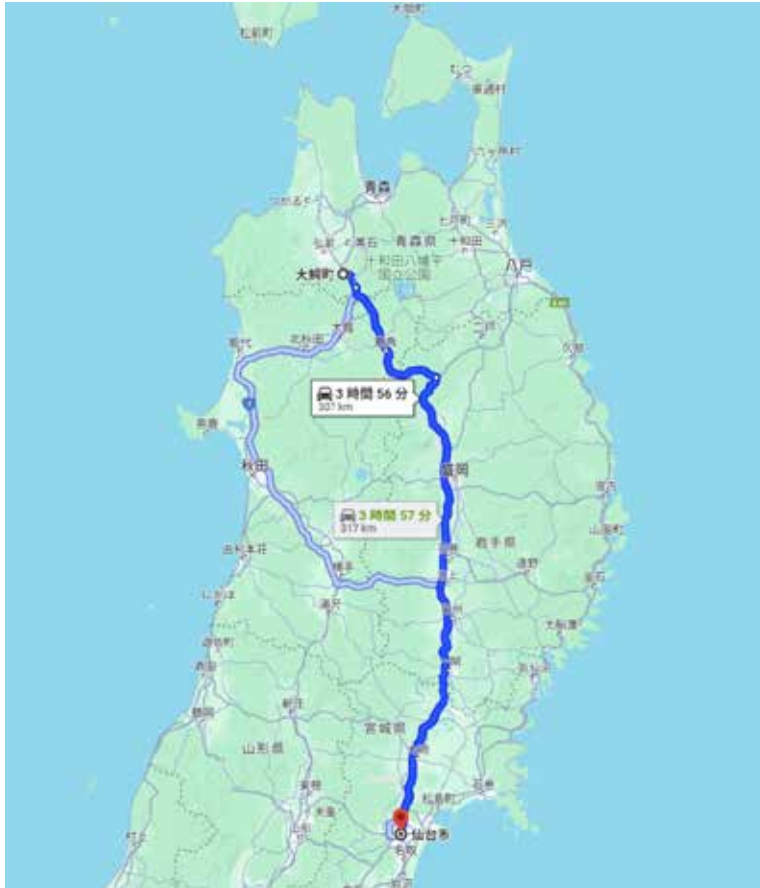
『お盆休み』和泉啓之

皆さま お疲れ様です。

お盆休みになると御先祖の墓参りなどに行くと思いますが、もちろん私も行っております。

連れ合いの実家が青森なので、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により行けませんでした。昨年5類感染症に移行したことを受けて、久しぶりにお盆の墓参りに行くことができました。

久しぶりすぎて他にもいろいろ訪れたので簡単ながらその時のことを書きます。



朝早めに出て盛岡くらいまでは車も混雑気味ですが以降だんだんと空いてきます。

結構遠いので、途中休憩したりすると5時間弱くらいかかります。

忘れもしない今年の8月12日、岩手県内に線状降水帯が発生し、呑気に盛岡付近を走行中の私は超猛烈豪雨に遭遇し、非常に危険な思いをしました。

このような猛烈な雨、雨音と視界の悪さは初めてで改めて大自然の驚異が骨身にしみました



到着後、まずはご先祖様へ日頃の感謝をお伝えし、真心込めてお参りします。

お参りを終わったら、移動します。

何回も来ているのでその都度いろいろなところを巡っていますが昨年はこのようなところを訪れました。



① 鶴の舞橋 (日本一の木造三連太鼓橋)

南津軽郡大鰐町より北上すること 40km 弱、北津軽郡鶴田町にある青森県で最も大きな人造湖、津軽富士見湖に架かる 日本一長い木造の三連太鼓橋で、樹齢 150 年以上の青森県産ヒバ材を丸太 3000 本、板材 3000 枚使用。

アーチの最高部は約 8m で、全長は 300m にもなるとか。



② 高山稲荷 (千本鳥居)

鶴の舞橋よりさらに北上約 30km、つがる市牛瀧町にある稲荷神社。

青森県有数のパワースポットとして知られる。

千本鳥居がある稲荷神社というと京都の「伏見稲荷大社」が有名ですが、この高山稲荷神社も千本鳥居と言われており、まるで異世界の様な幻想的な雰囲気を出しています。



③ 斜陽館 (作家 太宰治の生家)

高山稲荷より東へ約 15km、五所川原市金木町、太宰治の生家・斜陽館。明治時代の木造建築の代表例として、国の重要文化財に指定されています。

蔵を利用した展示室には、太宰の愛用品や初版本、書簡などが展示されています。

建物の中は、細部にわたり和洋折衷の美しい装飾がされており明治時代の浪漫を感じます。



④ 立佞武多の館 (三大ねぶた祭のひとつ)

斜陽館より約 10km 南下、五所川原市大町にある立佞武多 (たちねぶた) の館。

この施設のガラスの外壁は可動式の大扉になっており、その扉が開いて高さ約 23 m 重さ約 19 t にも及ぶ立佞武多がまつりに出陣するそうです。

この立佞武多を螺旋状のスロープを下りながらじっくり観覧できます。

さらに最上階の展望ラウンジでは津軽平野や八甲田連峰が一望できます。



さて、青森のねぶた祭りには大きく分けてねぶた祭り・ねぷた祭り・立佞武多祭りの3種類があります。

①ねぶた祭り：青森市 ②ねぷた祭り：弘前市 ③立佞武多祭り：五所川原市

それぞれ掛け声や囃子、踊り方が違い、どれをとっても壮大。

いままでタイミングがうまく合わなくて実際に見に行ったことが無いので、いつか実際に見てみたい。

ねぶた：青森市



青森市のねぶた祭りは、期間中に270万人近く来場しており、祭りとしては日本全国で5本の指に入ると言っても過言ではありません。

ねぶたの特徴は立体的な人形型で、とにかく豪快で華やか。

ねぶた：弘前市



弘前市のねぶた祭りは、例年150万人以上が来場し東北地方のなかでは、来場者数がベスト3に入るほどの人気を誇る。

ねぶたの特徴は扇形で、ねぶた絵は臨場感溢れる戦の絵や幽霊・妖怪の絵が多め。

掛け声は「ヤーヤドー」

立佞武多：五所川原市



五所川原市の立佞武多（たちねぶた）は、その名の通り縦長の人形型でとにかく大きい。

大きいものだと20数mもあり7階建てのビルに相当する。

その姿はまさに圧巻の一言。

掛け声は、「ヤッテマレ」

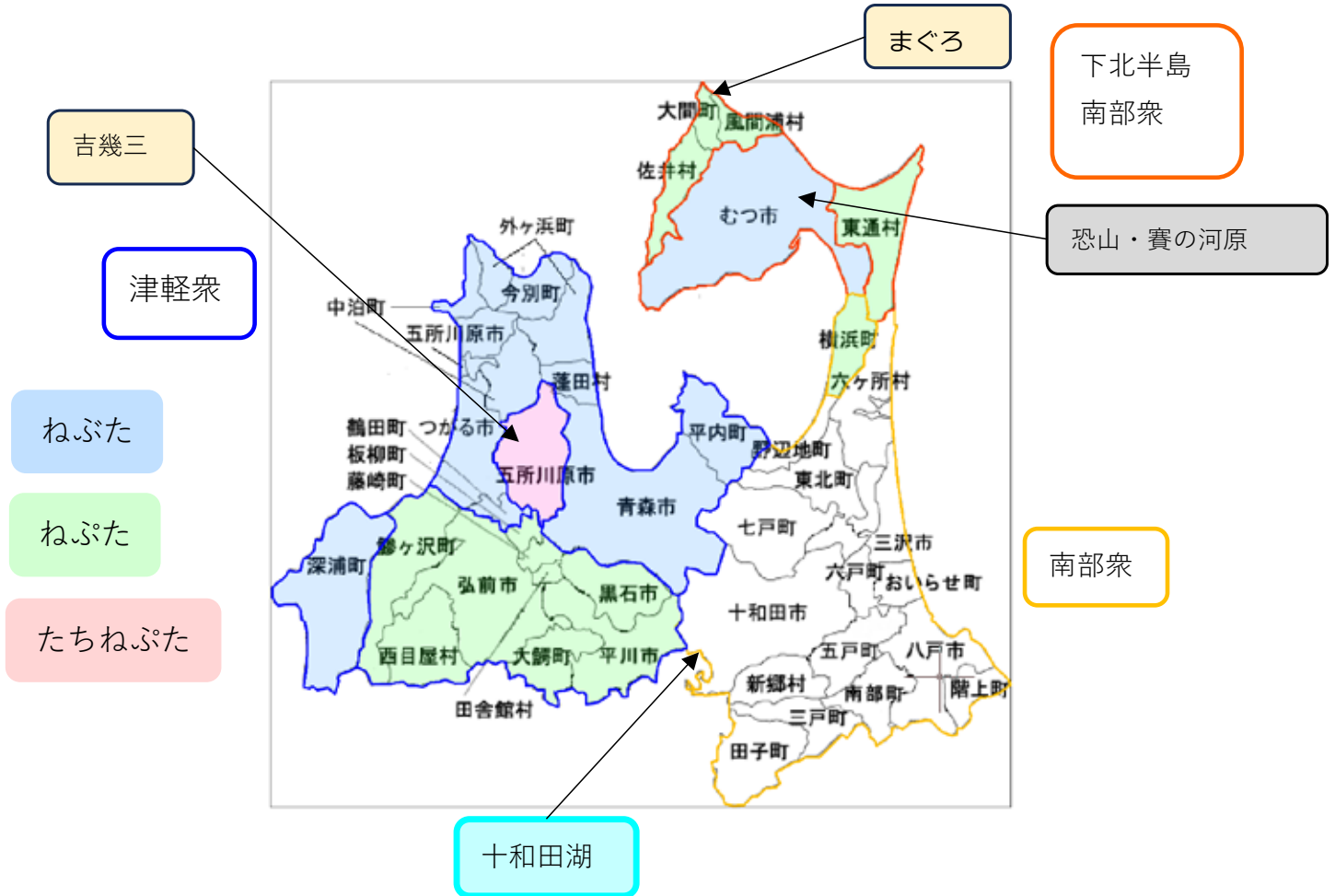


歌手の吉幾三氏も五所川原金木出身。

しかし、ねぶた、ねぶたの呼称の違いは人形型と扇型の形状の違いとと思っていましたが、実はそうではなくて有名な大きい祭りである青森ねぶたと弘前ねぶたのイメージからくる勘違いらしく、もともとの由来は同じだったものが地域によって訛り方に違いが生まれ呼び名が分かれた、なので呼称の違いは必ずしも形状の違いというわけではないとのこと。

下記分布図は呼称での色分けにしていますが、例えば下北半島では呼び方は場所によって違うが、形状は人形型のいわゆるねぶた形状だという。

(※あくまでも他県民の私が雑に調べたものですので細かい所で違う所があると思います)



⑤ 十和田湖

立佞武多の館より約110km南下、青森県十和田市と秋田県鹿角郡小坂町にまたがる湖、十和田湖。青森県屈指のパワースポットでもある。面積では日本で12番目で北東には奥入瀬溪流がある。晴れた日の十和田湖はとても美しく遊覧船に乗れば日常生活でため込んだり、知らずに背負った負の念、悪因縁など全て浄化された気になるほど心身が清々しくなれます。時間があまりないときは、この十和田湖だけでも行きたくくなります。



昨年も相当暑かったですが、今年も非常に暑いと予想されております。皆さん熱中症対策万全に安全第一で宜しくお願い致します！

次回は、千葉常務お願い致します。



青森ねぶた祭

青森ねぶた祭は、七夕祭りの灯籠（とうろう）流しの変形であろうといわれていますが、その起源（きげん）は定かではありません。

奈良時代（710年～794年）に中国から渡来した「七夕祭」と、古来から津軽にあった習俗（しゅうぞく）と精霊（せいれい）送り、人形、虫送りなどの行事が一体化して、紙と竹、ローソクが普及されると灯籠となり、それが変化して人形、扇（おうぎ）ねぶたになったと考えられています。

初期のねぶたの形態は「七夕祭（たなばたまつり）」であったのでしょうか。そこに登場する練（ね）り物の中心が「ねぶた」と呼ばれる「灯籠」であり、七夕祭は7月7日の夜に穢（けが）れを川や海に流す、禊（みそぎ）の行事として灯籠を流して無病息災（むびょうそくさい）を祈りました。これが「ねぶた流し」と呼ばれ、現在の青森ねぶたの海上運行に表れています。

「ねぶた（ねぶた・ねふた）」という名称は、東北地方を始め、信越地方「ネブプリ流し」、関東地方「ネブチ流し・ネボケ流し・ネムツタ流し」等の民族語彙分布（みんぞくごいぶんぷ）と方言学から「ねむりながし」の眠りが「ねぶた」に転訛（てんか）したものと考えられています。



弘前ねぶたまつり

津軽の夏を彩る弘前ねぶたまつりは、三国志（さんごくし）や水滸伝（すいこでん）などの武者絵（むしやえ）を題材とした大小約80台の勇壮華麗（ゆうそうかれい）なねぶたが、城下町弘前を練（ね）り歩く夏まつりです。

由来は諸説（しょせつ）ありますが、忙しい夏の農作業の妨（さまた）げとなる眠気や怠（なま）け心などを流す、「眠り流し」という農民事から生まれ、またねぶたの語源（ごげん）も、この「眠り流し」から「ねむたながし」「ねむた」「ねぶた」と転訛（てんか）したのではないかとされています。ねぶたが初めて記録に登場したのは、享保7年（1722年）の「御国日記」。五代藩主信寿公（ごだいはんしゅのぶとし）が「祢（ね）むた」を高覧（こうらん）したとあります。

1980年1月に重要無形民俗文化財（じゅうようむけいみんぞくぶんかざい）に指定され、現在は、子どもねぶたや前燈籠などさまざまに趣向（しゅこう）を凝（こ）らし、鏡絵（前）の雄姿と見送り（後）の幽玄（ゆうげん）さが対照的な「扇ねぶた」、伝統ある豪華絢爛（ごうかけんらん）な「組ねぶた」とともに、情緒ある笛や太鼓のねぶた囃子にのせて、市民らの手によって運行されています。



国指定重要無形文化財「八戸三社大祭」(はちのへさんしゃたいさい)

享保5年(1720年)、凶作に悩む八戸の有力者たちが、法霊大明神(ほうりょうだいまいようじん)(現在のおがみ神社)に天候の回復と豊作を祈願(きがん)したところ、無事に秋の収穫を迎えることができました。その御礼として、八戸藩の許可のもと、武士や町人から寄進(きしん)を募って神輿(みこし)を建造し、享保6年(1721年)、長者山三社堂(ちょうじゃさんさんしゃどう)(現在の新羅神社)に渡御(とぎよ)したことが、八戸三社大祭の始まりと言われています。



2016年12月1日、八戸三社大祭は全国33種の祭礼行事「山・鉦・屋台行行事」の1つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録が決定。

五所川原立佞武多(ごしょがわらたちねぶた)

青森県を代表する夏の祭り「ねぶた」は、古くは中国から伝わった「中元」の行事が起源(きげん)といわれ、400年以上もの間、津軽地方を中心に受け継がれて来た火祭りです。その一角をなす五所川原市のねぶたは、現在「たちねぶた」と呼ばれています。この巨大ねぶたが、五所川原の記録に登場するのは、明治40年頃といわれています。

当時、県内にその名をとどろかせた「布嘉(ぬのか)」などの豪商(ごうしょう)、大地主の力の象徴として、巨大ねぶたは高さを誇るようになり、約10~12間(約18~21.6m)に及ぶようになりました。その勇姿は、近隣の町村からも見えたと言われるほど巨大なものでした。この頃のねぶたの題材は、中国の三国志や日本の歌舞伎(かぶき)などの歴史上の人物が多かったと言われています。

しかし、大正時代になり電気が普及し、ねぶたは小型化の一途をたどりました。また、戦後に起きた2度の大火で街が全焼したことにより、設計図や写真が消失し、巨大ねぶたは姿を消しました。

ところが、1993年に当時の設計図と写真が発見され、翌1994年には市民劇団「櫓の音(そりのおと)」により高さ7メートルのねぶたが復元されました。その後1996年に市民有志により「たちねぶた復元の会」が結成され、1998年、80年ぶりに「五所川原たちねぶた」が復活をなしとげました。



あなたを守り、みんなを守る建設現場のコンプライアンス

コンプライアンス遵守の重要性を頭では分かっているとしても、実際に働いている身からすれば、現場のさまざまなルールに煩わしさを感じることも、なきにしもあらず。だが、そこをおそろかにしていると、思わぬ大事故につながる可能性があることを心に刻むべし！

近年、建設現場ではコンプライアンスの厳守が極めて重視されるようになった。それでもときおり違反が起きてしまうのは、周知の徹底がなされていなかったり、まだまだ軽く考える方がいたり、さまざまな要因がある。

現場で働く監督や作業員にしてみれば、仕事は終わらせないといけないし、コンプライアンスも守らないといけないという板挟み状態で、何かと頭の痛い案件であることは承知の上。

それでもあえて言うと、今の時代においてコンプライアンスとは絶対的なもの。なぜなら、そこで定められているさまざまなルールとは、結局はひとりひとりの社員の身を守り、権利を守り、さらには雇用を守るものであるからだ。

ちょっとだけ、**どうせバレないといった誘惑を断ち切り**、現場で働く全ての人が強意識すべきコンプライアンス遵守の精神。

すでに理解されている方には釈迦に説法であるけれど、ここではその重要性について改めてつづつてみたい。

意味のないコンプライアンスは存在しない

コンプライアンスという言葉はしばしば法令遵守と解されるが、実際には社会道徳や業界内の規則など、より広い範囲を含めたルールを守ることを指す。

……という説明自体ちょっとややこしいと感じる方もいるかもしれないので、ここでは大胆に言い方を変えてしまうと、要は「現場で守るべきこと」。

実際には建設現場におけるコンプライアンスは建設業法にまつわる件から労務管理に至るまで広い範囲に及ぶのだが、ここでは現場監督や作業員に関係してくる部分に絞って話を進めることとする。

さて、コンプライアンスといえば「ワンストライクアウト」と言われるように、一発やらかしただけで会社が退場を余儀なくされる恐れがある。

ゆえに絶対厳守が求められるわけなのだけでも、建設現場のコンプライアンスはさらに重みが違う。何しろ守られなかった場合、事故につながり、最悪の場合はワーカーの命に関わるかもしれないからだ。

「現場で若いのと話していると、『コンプライアンス ねえ〜？』って言う奴がたまにいるんだよ！

『上が決めた面倒な決まり』みたいに勝手に解釈して、適当に守ったふりをしておけばいいとか考えている奴もいて、実はこれが一番怖い。

コンプライアンスって口すっぱく言われるのは、一体何のためなのかっていうことを理解していないんだね」

そもそもルールには目的があり、コンプライアンスでさまざまな行為が禁止されているのは、当たり前だがワーカーの作業を邪魔するためでは決してない。

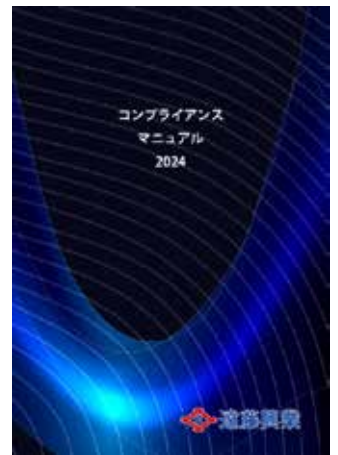
それどころか安全を確保し、働き手の権利を守り、より公正な労働環境を作るためのものであって、過去のさまざまな教訓の結晶と言うべきものである。

「例えば、施工管理者は作業員の作業を手伝ってはいけないという決まりがある。

いくら自分の手が空いていて、工期が推しているからといって、管理を放り出して自分でやったらダメなわけだね。

万が一そんなことして、事故でも起きたら『施工管理者は何をやっていたんだ』っていうことで大問題になるし、仕事を振ってくれている業者にも大変な迷惑がかかる。

ところが、そういう事情を分かっていない新人とかが、『監督さんは何もなくていいから楽っすね！』とか軽口を飛ばしてきたりするんだよ。そういう奴に限って安全規定を守らなかったりするから、まあ正直カチンとくるよね」



「ちょっとくらい」の誘惑こそが禁物！

この手のルールをぶっちぎるタイプの人、決められたことを守らない輩というのは残念ながらどこの業界にもいるものだが、自分の違反行為がみんなに迷惑をかけるとの認識がないケースが多い。

口癖は「バレなきゃいいんじゃないか？」

加えて、もう一つのパターンはさらにタチが悪く、部下に無茶な要求をする一方、違反をしろとは明言しない。

しないけれど、もうどう考えたってルールを無視しないと達成できないノルマであって、しかも後で問題になると「俺は知らない」と逃げを打つ輩・・・

「もともと現場仕事って騒音で声が通りにくいし、必要なことを手短かに伝えないといけないから、言葉はどうしても荒くなる。

そのせいもあるけれど俺の場合、違反をする奴にはガチで怒るようにしてる。

人格まで否定するような言い方はダメだけど、言うべきことはちゃんと言わないと伝わらない。

『誰々君、それはダメなんじゃないかな』なんて甘い言い方をして、また同じことをされたらたまらないから、『もうお前帰れ』とか普通に言うよ。

昔さ、学校で先生に叱られる時、『やる気がないなら帰れ！』とか言われて、じゃあ帰りますとか返したら『真に受けてるんじゃない！』なんてガチ切れされたりってこと、あったじゃん。

そういうのと違って、マジで帰れと。

ルールを守らない人間は、本当に現場にいて欲しくないんだよ」

そんな考えの持ち主ゆえに、おそらく作業員たちからはおっかない監督と思われていることは疑いない。

だが、好きで怒鳴り散らしているわけではなく、コンプライアンスに目的があるように、怒るのにだって理由がある。それは作業員ひとりひとりの安全、そして仕事を守るということだ。

「違反を放置していたら、本人がケガをしたり、誰かを巻き込む事故につながるかもしれないからね。

そもそも現場仕事っていうのは人の手でやることだから、完璧にコンプライアンスを守っていたとしても、ミスなり事故なりが起きることはどうしてもある。

でも、その可能性を最小限にするためにルールってものがあるわけで、決まりを守らず誰かがケガをしました、取り返しのつかない事故が起きたなんていうことは絶対にダメでしょ。

発注する側からしたらそんな会社には仕事を振れないって話になって、下手すればみんなが路頭に迷うことだってある。

とにかく、コンプライアンスって言われてもピンと来ない人は、現場にはルールがあって、それは絶対だってことを頭に叩き込んで欲しいよね。

それってある意味、仕事ができるできない以前の問題で、逆にルールを守れる人なら少々仕事に慣れていなくても、現場としては立派な戦力だと思ってる」

むろん、実際に働いている身からすれば、規則を煩わしく感じることもあってあるかもしれない。

それでもなお、あらゆるルールを守らなければならない理由は、一つの小さな違反を黙認することがやがては大きな事故に発展するかもしれないからだ。

「そりゃ、本音で言えば『何のためにあるんだろう？』と思う規則だって、ないと言ったら嘘になる。

でも、ルールはルールなんだから、勝手に破ったらダメだよな。

どんな小さなことだとしても、自分の裁量で勝手にこれは守る、これは適当でOKなんてやっていたら、歯止めが効かなくなるわけだから。

そういうのを防ぐには、とにかく四の五の言わずにルール厳守、これしかないと思ってる」

コンプライアンス遵守は自分自身のためと肝に銘じ、ぜひおろそかにすることのないようご注意ください。
ルール違反、ダメ絶対！

コンプライアンスリスクの チェックポイント

建設業におけるコンプライアンスリスク

建設業とは、建設業法において「元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」と定められています。

なお、建設業法では、建設工事の種類を土木一式工事と建築一式工事の2種類の一式工事と、とび・土工工事や舗装工事等の27種類の専門工事の計29種類に分類しています。

建設業の特徴① 入札・契約制度

建設業では、発注者が国や地方公共団体である公共工事が少なくありません。建設業では、受注時における入札・契約制度が特徴の一つといえます。

建設業の特徴② 受注請負産業

建設業は、発注者からの注文を受けて建造物を完成させて引き渡すという受注請負産業といえます。

建設業の特徴③ 重層下請構造

建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う一次下請、二次下請、さらにそれ以下の回数の下請企業から形成される重層下請構造が存在しています。

重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘されています。

建設業におけるコンプライアンスリスク

このような建設業の特徴から、建設業におけるコンプライアンスリスクとしては、以下のようなケースが挙げられます。

- ① 独占禁止法違反によるコンプライアンスリスク
- ② 建設業法違反によるコンプライアンスリスク
- ③ 多重取引に伴う契約管理上のコンプライアンスリスク
- ④ 労務管理上のコンプライアンスリスク

独占禁止法違反によるコンプライアンスリスク

不当な取引制限（入札談合等）

独占禁止法は、事業者が相互に連絡を取り合い、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為を「不当な取引制限」（カルテル）として禁止しています。

これは、紳士協定、口頭の約束など、どんな形でも禁止されています。

入札談合は、公共工事の入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為であり、不当な取引制限の一つにあたります。

「官製談合」は発注者側が主導して入札を調整し、落札価格と落札者を恣意的に決める行為です。

不公正な取引方法の規制

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。

入札談合との関係では、例えば、受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することとなります。

公共事業で公務員が主導している場合に使われる表現であり、民間の入札案件では「談合」と呼ばれます。

この行為は偽計・威力を用いて公正な競売または入札を害するもので、犯罪とされています。

独占禁止法に違反した場合の処分

排除措置命令

違反行為をした企業に対し、速やかにその行為をやめ、その旨を周知し、再発防止策を講じるよう命じられます。

課徴金納付命令

不当に得た利益をもとに算出された課徴金を国庫に納付するよう命じられます。

刑事罰

違反行為が悪質である場合等には、刑事罰が科されます。

建設業法違反によるコンプライアンスリスク

建設業法には、請負契約の原則を示す規定が設けられており、国土交通省では、建設業者が守るべき下請取引上のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン」を策定しています。ガイドラインでは、以下の行為が規制されています。

- ・見積条件の提示等建（設業法第 20 条第 3 項、第 20 条の 2）
- ・書面による契約締結
 - 当初契約（建設業法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 19 条の 3、第 20 条第 1 項）
 - 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- ・工期
 - 著しく短い工期の禁止（建設業法第 19 条の 5）
 - 工期変更に伴う変更契約（建設業法第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
 - 工期変更に伴う増加費用（建設業法第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- ・不当に低い請負代金（建設業法第 19 条の 3）
- ・指値発注（建設業法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 19 条の 3、第 20 条第 3 項）
- ・不当な使用資材等の購入強制（建設業法第 19 条の 4）
- ・やり直し工事（建設業法第 18 条、第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- ・赤伝処理（建設業法第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3、第 20 条第 3 項）
- ・下請代金の支払
 - 支払保留・支払遅延（建設業法第 24 条の 3、第 24 条の 6）
 - 下請代金の支払手段（建設業法第 24 条の 3 第 2 項）
- ・長期手形（建設業法第 24 条の 6 第 3 項）
- ・不利益取扱いの禁止（建設業法第 24 条の 5）
- ・帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第 40 条の 3）

多重取引に伴う契約管理上のコンプライアンスリスク

建設業は、受注請負産業という

複数・複雑な工程への分業化が進んでいるという業務の性質上、多重下請、多重取引関係となることは避けられない現状にあります。

また、近時の深刻な人手不足も相俟って、外部業者へ委託をしたり、労働者を派遣する等、外部の労働力に頼らざるをえない側面もあります。

この時、その契約内容が業務委託（いわゆる人工契約）なのか、請負契約なのか問題となる事案は多い上、工期が迫ってから契約締結に至ることも多く、建設業法上、作成義務があるにも関わらず、契約書自体が作成されていない事態も散見されます。

このように、建設業は、その業務の性質上、多重下請や業務委託、派遣労働等の契約関係となる傾向にあるために、複数・複雑な多重取引関係となるところ、労務管理や取引関係をめぐって、法的リスクが生じやすい傾向にあるといえます。

雑談「成分は点滴とほぼ同じ！体調不良時にお世話になる、あの飲み物の名前は？」

雑学クイズ問題

【点滴の成分は何と同じ？】

- A. 血液
- B. オレンジジュース
- C. ポカリスエット
- D. 砂糖水

答えは記事内で解説していますので、ぜひ探しながら読んでみてくださいね！



点滴の成分はポカリスエットと同じって噂は本当？

【点滴ってどんな時に使うの？】

今年も猛暑が予想されております。熱中症が心配になる季節になりました・・・

体調が悪い、身体が重い、頭がぼーっとする、食欲が無い、疲れている、とても辛い・・・

そんな時に病院に行くと医者から点滴をすすめられ、点滴を受けてみると身体が軽くなり、乾いていた喉も潤い、一気に回復！

そんな経験をされた方もいるのではないのでしょうか。



つまり、体調不良によって栄養の補給が困難な時や脱水症状を起こしている時、体内に直接栄養と水分を送り込んでいるわけですね！

【点滴とほとんど同じ成分の飲み物が存在する！？】

たまたま、担当の看護師さんがうまく針を刺さなくて何度も刺されたり、そもそも注射や点滴が痛くて苦手・・・という方もいますよね。

わざわざ針を直接刺さなくても、体内に栄養を補給する手段は無いかと考えますよね？

そこで開発されたのがポカリスエットなのです！

ポカリスエットは、飲む点滴をコンセプトに開発されたため、点滴とほぼ成分が一緒になっているんです！

点滴をそのまま飲むわけにはいかないのですが、味をつけたり、多少の成分は違うものの、ほぼ点滴と一緒に成分で作られているんですね！

【ポカリスエットを飲めば点滴の意味が無いんじゃ・・・】

飲む点滴があるなら、わざわざ痛い思いをする意味が無い！

そう思った方もいるのでは無いのでしょうか？

ポカリスエットには、痛いを思いをせずに栄養と水分補給が出来るというメリットがあると思いますが、点滴にもメリットはあります。それは、体内に直接栄養と水分を補給するため吸収が早く、即効性があるという点です。

そもそも、吐き気があって、水分を取ってもすぐに吐き出してしまう場合などが考えられるため、体内に直接補給する方がいい場合もあります。

【他の飲料水ではダメなの？】

ポカリスエットで点滴と同じ栄養と水分を補給できるなら、**アクエリアスやゲータレードでもいいんじゃないの？**

それは大きな間違いです。

ポカリスエットは飲む点滴として開発されていますが、アクエリアスやゲータレードなどのスポーツドリンクは、スポーツ用に開発されているため、そもそも用途が違うのです！

雑学クイズ問題解答

雑学クイズ問題の答えは「C. ポカリスエット」でした！

体調不良時の対策としてポカリスエットが開発されたため、栄養と水分補給にはポカリスエットを利用するようにしましょう！

ただし、食欲が無い時や、吐き気がする時は点滴に頼った方が即効性もあり、いいかもしれません！
体調不良の時の栄養と水分補給にはポカリスエットが最適ということですね！

それでは雑学クイズの正解発表です、答えはもうお分かりですよね？

まとめ

点滴の成分は、飲む点滴として開発されたポカリスエットと、ほぼ一緒である。

点滴は体内に直接栄養と水分を補給するため、吸収が早く、即効性があるといったメリットが存在する。

他にも色々な飲料水が存在しているが、飲む点滴として開発されたものはポカリスエットだけである。

したがって、スポーツ用に開発されたアクエリアスやゲータレードとは根本的に違う。

※提供している情報には諸説ある場合があります。ご了承ください。

熱中症対策に

正しい知識で熱中症対策

熱中症とは、温度や湿度が高い場所などで、身体の中の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体温を調節することができなくなったりしておきる健康被害の総称です。

最悪の場合、死に至ることもあります。予防法を知っていれば防ぐことができます。また、もし熱中症になってしまっても、応急処置を知っていれば救命することも可能です。

熱中症を防ぐためには、正しい知識と日常生活における注意が基本です。

日常生活での注意事項

1. 暑さを避けましょう
2. 服装を工夫しましょう
3. こまめに水分を補給しましょう
4. 急に暑くなる日に注意しましょう
5. 暑さに備えた体作りをしましょう
6. 個人の条件を考慮しましょう
7. 集団活動の場ではお互いに配慮しましょう

熱中症環境保健マニュアル（環境省）より



暑い季節に長時間の作業や運動を行うと、大量の汗をかくことで熱中症のリスクが高まります。

人間は体重の3%の水分を失うと、運動能力や体温調節機能が低下し、身体に変調をきたします。熱中症は、日射病とは違って、室内でも起きることが多いため、発汗による水分の喪失が2%を超えないよう体重をチェックするなど十分に気を付ける必要があります。更に、肥満傾向の人、体力・持久力の低い人や持病のある人は熱中症を起こす危険性が高くなっています。体重の変化だけでなく、体調の変化にも十分に注意を払い無理をしないようにしましょう。

厚生労働省は、**熱中症対策の一つとして、ナトリウムを100mlあたり40～80mg含んでいる飲料を推奨**しており、摂取のタイミングは20～30分ごとにカップ1～2杯程度摂取することが望ましいとしています。

ポカリスエットは、食塩相当量0.12gのナトリウムを含んでおり、汗で失った水分や塩分（ナトリウム）をすばやく身体に補給し、身体の中に長くとどめるために適した飲みものです。（※ナトリウム量：100mlあたり49mg）

第35回 「パッティングで一番大切な距離感の合うパターとは？のお話」

ゴルフのスコアって、なかなか縮まらないよね。

フルショット、アプローチ、パットと三つの要素が合わさって初めて良いスコアが出るのがゴルフだから、なかなかそんな絶好調な時はこないよね～。

でもプロや上級者のゴルフを見ていると調子が悪くても良いスコアでまとめてくる。その秘密は、パットにあるんだ。第33回のパターの回でも言ったけどスコアの40%はパットの数。スコアをまとめるのが上手な方はほとんど3パットをしないんだよ。上手い人が3パットをしない理由はタッチが合っているから。つまり距離感が良いからなんだ。距離感を養うにはもちろん練習も必要だけど、パターの選び方によって補える部分でもあるよ。

今日は距離感の合うパターの選び方をお教えしちゃいましょう！

パットのミスの傾向を知ろう

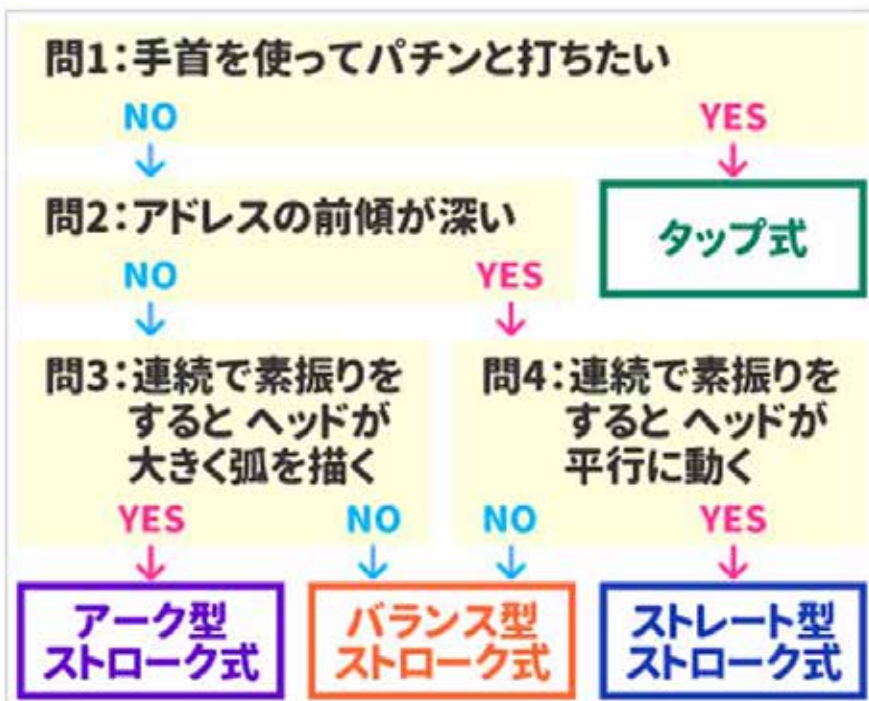
3パットをしないためにはロングパットの距離感がとても重要なんだ。

あなたのミスはショート？それともオーバー？

まずは皆さんに思い出して欲しいのが、自分がロングパットを打った時のミスの傾向。ショートとオーバーどっちが多いかによって選ぶパターが変わってくるよ。



そして打ち方。第33回で紹介したタップ式か、ストローク式かを判別するテストではどちらだったかな？この二つの要素で距離感の出しやすいパターを割り出すことができるよ。



同じ力でもパターによって転がる距離は違う

最近のパターの流行は、金属製のヘッドのフェース面に、本体と違う金属や樹脂等の別の素材を埋め込んだパター。

これには二つの効果があるんだ。

ひとつは本体より軽い素材を埋め込むことで、重い部分を外側に持ってきて、その効果でスイートエリアを広げること。

ふたつめは、打感や転がりを調整することだよ。

フェース面のインサートは距離感に大きく影響する

フェースの**素材を硬くする**とボールを弾くようになるので小さなストロークでよく転がるパターになりやすい。

逆に**柔らかい素材**を使うと硬い素材と比べてインパクトでのエネルギーを吸収するから転がりすぎないパターになるんだ。

パターは、飛ばせば良いというクラブじゃないから、自分の打ち方でタッチの合うパターを選ぶことが大切なんだよ。

フェース面と本体が同一素材で作っているパターはインサートを使っているパターと比べて硬い物が多いね。同じボールで打ち比べてみると打感の違いが良く分かるよ。



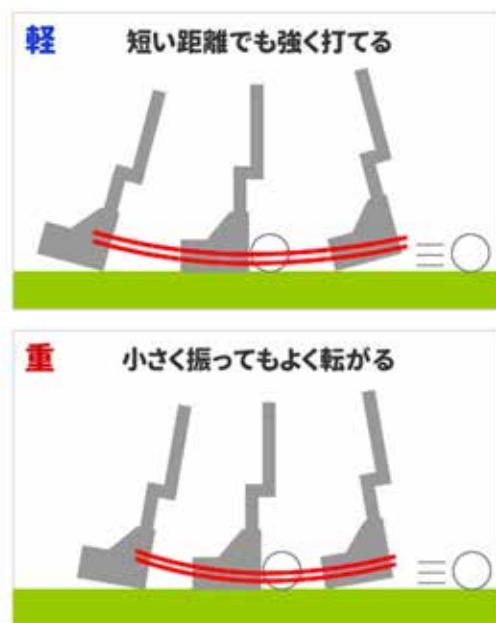
パターの重さもタッチに大きく関係する

意外と見落としがちなのがパターの重量。

最近はこのパターも重量が重めに設定されてきているけど、軽いパターと重いパターでは 100g ぐらい差があるんだよ。

軽いパターはインパクトでの衝突力が重いパターと比べて少なくなるので、その分強く打つ事ができる。

重いパターはその逆で軽いパターと比べて衝突力が大きいので小さい動きでボールを遠くに転がせることができるんだ。



グリーンの芝にも転がりは大きく影響する

パターを使うのはグリーンの上だよ。

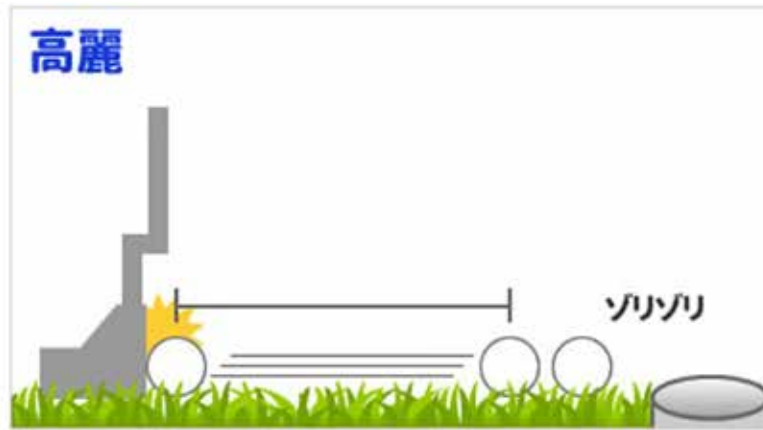
そのグリーンのコンディションや芝の種類にもボールの転がりは大きく変わってくるんだ。

最近のパターが重くなってきているのは、日本のコースのグリーンが変化してきているからなんだよ。昔の多くのゴルフ場は、高麗（こうらい）という種類の芝を使っているところが多かったんだ。

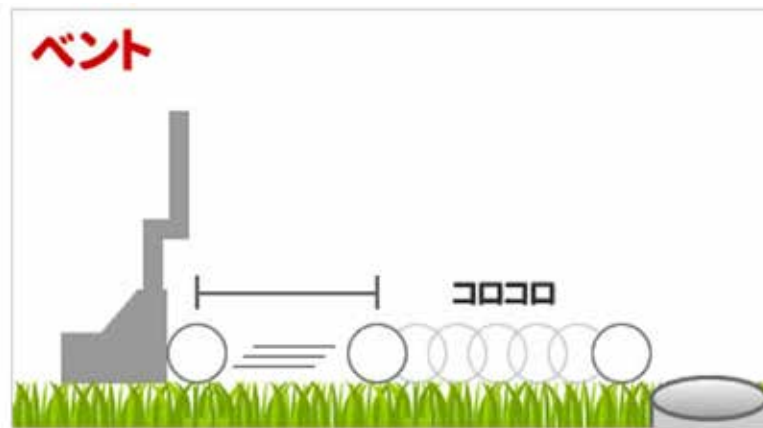
高麗芝は、芝目が強いのが特徴で、パチンと打ちやすい**軽いパター**がマッチしていたんだ。ところが最近は一般的にベントと呼ばれる芝に変更されているところが増えてきた。

ベント芝は高麗ほど芝目が強くないから、使用しているグリーンは芝目がほとんどないグリーンに仕上がる。だから、パチンと打つ**軽いパター**よりも、スムーズにストロークしやすい**重いパター**が主流になってきたんだよ。

パチンと打てば芝の影響を受けにくい



芝目が強い場合、パチンとタップ式で打つ事でボールを滑らせると芝目の影響を受けづらくなって距離感は合わせやすい



芝目の影響が弱いときはストローク式が有利

芝目がほぼない状態ならボールが滑りにくいストローク式で打つ事でできるだけ早く転がるようにした方が距離感が合わせやすい

自分の打ち方で距離感の合う「打感」と「重さ」を見つけよう

フェースの素材や重さがボールの転がりに影響するのは分かってもらえたかな。肝心の選び方は、打ち方とミスの傾向でまとめてみたよ。

タップ式でミスの傾向がショートのパターは

- ・フェースの素材が硬い物
- ・やや重め

タップ式でミスの傾向がオーバーのパターは

- ・フェースの素材が柔らかい物
- ・軽め

ストローク式でミスの傾向がショートのパターは

- ・フェースの素材が硬い物
- ・重め

ストローク式でミスの傾向がオーバーのパターは

- ・フェースの素材が柔らかい物
- ・やや軽め

打ち方やクセで距離感の出しやすいパターは変わる

タップ式であまり重いパターを使ってしまうと衝突力が強くて思った以上に転がってしまったり、ストローク式で軽すぎるパターを使うとヘッド軌道が安定しづらかったりするので、選ぶときは極端なものではなくほどほどで試してみてね。また芝目の強いグリーンのコースによく行く人は、専用に軽めのパチンと打てるパターを用意してもいいかもね。

同じパターをずっと使うのも良いけれど、状況やその日の調子によってパターを替えるのもアリ！

プロゴルファーだってそういう人はたくさんいるんだ。是非試してみてね！

昼食後、引き続き屋内勤務する。晴れていて、すっきりしていた。九州で強い地震があり、被害などが出て大変だろう。ずっと東京にいるから、あまり地方のことは分からなかった。もちろん、現地の救急隊などは何かと難儀すると思う。地方には地方の事情がある。任せておけばいい。きつと最良の策を取るだろう。そんな風に思いながら、目の前の仕事をこなした。

その日も午後五時になり、一日の仕事が終わって刑事課を出た。心身ともに疲労を感じるのだが、進むしかない。そう思い、街を歩いていく。新宿は夜が危ない。復興しつつある歌舞伎町が見えるのだが、辺り帯にはホストや風俗店関係者、それにちらほらと九龍興業の構成員もいる。現役の刑事ですら身の危険を感じ取るのだ。歩きながら、そう思っていた。

新宿駅から地下鉄に乗る。ふっと感じるものがあつた。今警察が抱える事件は結局、日本で帰結するだろうと。新宿で発生したヤマは別の場所を経て、また新宿へと戻ってくる。オールバル島に乗り込み、泥沼の捜査を強いられた警視庁の捜査員は無駄足を踏んだ、と改めて思った。犯人グループはもの見事に帰巢を打ち果たし、日本へ戻ってきているものと考えられた。

警察は五億の裏金の件で強請られている。村上元警部補が東川幸生を殺害し、裏金授受を裏付けるデータを奪って、まさに警察は袋小路だった。角井卓夫を葬った福野富雄も九龍興業の傘を借り、新宿の街で組の構成員として、絶えず悪事を働いているだろう。裏社会では様々なことが起り、終わることのない連鎖が続いている。さながらノワールだった。

だが、暴力団が暗躍する以上、いずれ必ず組対が動く。間違いない事実だった。警察の捜査は手順を踏んで行われる。狂いはない。今は警視庁が立件され、機能がおかしくなっているのだが、近い将来警察は再生する。そして本来行う事件捜査に手を付

けるはずだ。五億の裏金問題も事態が曖昧なまま、検察が手を引き、警察サイドと默契に和睦するだろう。形式的に膿を出してしまえば、検察側の執拗な追及もない。この手の事件においては自明のことだった。

今は待つしかない。警察の捜査活動が正常化するのを。俺も下っ端だが、じつと目の前の事象を見据えている。いずれ霧が晴れると思いつながら……。

自宅に帰り着き、一夜明けて、またその日も通常通り出勤した。きついのだが、仕事がある以上、行くしかない。そんな風に考えながら、地下鉄に乗って都心へと出る。署に着き、刑事課に入ってパソコンを立ち上げ、向かった。何かを考えていても、仕事は追いつてくる。こなすのだった。淡々とではあるが……。

昼食休憩時、幾分気を抜く。考えてばかりいると、何かとハイテンションになってしまう。

その日も一日の勤務を終えてから、刑事課を後にし、歩き出す。疲れていたのだが、駅まで歩を進めた。職場でもいろいろあり、何かと物憂くなる。だが、仕事は続く。変わらずにずっと。そしてろくに休みも取れないまま、翌日日曜も出勤し、また新たな週となる。

月曜の朝、自宅マンションの寝室で起きて、キッチンでコーヒを淹れる。気付けの一杯は美味しい。飲んでからスーツに腕を通し、洗面所で洗面した。カバンを持ち、部屋を出て歩き出す。

確かに休みがないから、きつい。だが、警官は警察署で仕事をしている方がいい。いつもそう思うのだ。気が紛れるとでもいうのか？部屋にいて、刑事ドラマやサスペンス映画などを見放題見たり、ミステリー小説などを読みふけったりするより、返って職務をこなしている方が楽だ。壮年期に

来ているのだろう。何もかもバリバリで。午前八時二十分には署に着き、刑事課に入っていて、デスクに座る。パソコンを

立ち上げてキーを叩き始めた。また仕事の時間となる。もちろん、慣れているのだ……。

課内庶務はその場にいる職員が分担してこなす。何せ膨大な量の捜査データがあるのだから……。入力中は暇がほとんどない。一度データベースを構築しておく、これから入庁してくる後輩の刑事たちは、捜査において負担が軽減される。俺たち現役の警察官はそのために骨を折っているのだった。

昼食の時間となり、買ってあったコンビニ弁当が配られる。食べながら、幾分気を抜いた。わずかな間だけ落ち着く。何せ、勤務時間中はずっと気を張っているから。眠気は来ないにしても、疲れてしまつた。午後からも通常通り仕事が続く。空が曇っていて、屋内での勤務となった。気温の変動が心身を疲れさせる。まだ背広は必要だ。暑くなり、上着を脱いでワイシャツ一枚で大丈夫と思っていたら、また冷える

こともあるのだし……。この季節は何かと辛い。洋服等の着脱一点を取っても……。午後も課内で仕事をし、五時になると、パソコンをシャットダウンした。そして刑事課を出、新宿の街を歩く。体が重たかったのだが、まっすぐに駅へと向かった。辺りは混雑している。夕方の都会地特有の現象だ。歩きながら、いろいろ感じていた。

駅の地下鉄乗り場から電車に乗り、自宅へと戻る。疲労はあつたのだが、スマホを見ながら、地下鉄が目的の駅へと着くのを待つ。一日仕事をすると、疲れがドツと出る。もちろん、慣れはあつたのだが……。自宅に帰ると、麗華が来ていて、食事を作ってくれていた。

「ああ、済まないね」「これぐらいい、お安い御用よ。……今日、店休みなんだし」

ホステスとしての顔は知らないのだが、麗華は器量がいい。三十代で年齢は行っていないにしても、今でも十分いい関係だ。

て休む。

そして二日後の朝も通常通り起き出し、出勤準備をした。何かとだるいが、仕事は待つてくれない。常に疲労困憊していた。だがスーツに腕を通し、コーヒをカップ一杯口にすると、そのまま部屋を出る。

曇りや雨降りて天気が悪い。まあ、外回りなどをしないで済むので、気に掛けてない。署に行き、刑事課に入っていくと、すぐにパソコンを立ち上げた。キーを叩き、庶務をこなす始める。いつものことだ。仕事は山積みである。

月岡も吉倉も梨香子もいて、淡々と職務を遂行していた。最近、この署の刑事課も平穩無事で、面倒なことには巻き込まれてない。思う。平和ボケか。仮に事件があつたとしても気付かないかもしれないぐらいい、日々単調に回っていた。

昼になり、食事を取る。出前で取られた温蕎麦を吸った。他の署員と交替で食事する。いろいろあつても、時間は止まらない。それに休憩時以外、暇はない。吉倉はタバコを吸っていたが、相方も喫煙で心のモヤモヤを解消したいのだろう。ニコチンは喫煙者の気分をハイに持つていくのだから……。午後からも仕事が続く。これと言って変わらない。ただ、淡々と目の前のことをこなすだけだ。世の中、事件は多数発生するのだが、個々の警官がそれを処理する。刑事事件はいつたん被疑者を送致してしまえば、後は裁判でいいのだが、面倒な類のヤマもあつた。

警察の五億の裏金の件は、何かと尾を引きそうだ。気にはしていた。岩尾警視総監や他の幹部たちも軒並み逮捕され、警視庁は事実上、機能不全状態に陥つたのだから……。上の人間たちの失態を後始末するの

が、俺たち下っ端のやることだ。毎日変わらずに勤務する。メンタル面で、何かと倦怠状態ではあつただけれど……。



安全十則

1. いつも元気にほがらかに
1. 互いに仲よく協力し
1. 指示や注意をよく守り
1. 身支度きちんと軽くせよ
1. 整理整頓第一に
1. 機械や器具をよく調べ
1. 作業は正しく順序よく
1. 連絡合図は怠るな
1. 無理と油断は怪我のもと
1. わからぬことは指図まで

遠藤興業株式会社
安全衛生委員会